

## 社会調査の基礎

問題 84

正答 2, 5

1 適切でない。一般社団法人社会調査協会が定めた「社会調査倫理規程」第4条にあるように、調査者は調査対象者の求めに応じて、調査データの使用目的と提供先を知らせなければならない。また、当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や教育研究機関における教育目的での使用などを除いて、調査データの目的外使用がないことを保証することも調査者の務めとなる。

〔新・社会福祉士養成講座⑤社会調査の基礎（第3版）〕中央法規出版、2013年（以下『社会調査の基礎』中央法規出版）、pp.158～161）

2 適切。一般社団法人社会調査協会が定めた「社会調査倫理規程」第5条にあるように、調査者は調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めるだけでなく、調査対象者の権利擁護に努める必要がある。そのため、調査の協力依頼にあたっては、調査対象者だけでなく、調査対象者の所属する組織の責任者にも倫理的配慮事項を十分に伝えることが求められる。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版、pp.158～161）

3 適切でない。一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針にもあるように、他者が行った調査で使用された質問紙を使用する際には、一部であってもその旨を明示する必要がある。先行研究の引用にあたっては、盗作や剽窃<sup>ひょうせつ</sup>といった倫理違反にならないよう、細心の注意を払い、明示しなくてはならない。

4 適切でない。事例研究においては、調査対象者を特定できないように匿名化して使用することが原則となる。ただし、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針にもあるように、調査対象者本人から実名公表の承諾を文書で得ている場合には、その旨を明示して発表することができる。

5 適切。一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針および研究倫理委員会規程にもあるように、調査結果の捏造<sup>ねつぞう</sup>や改ざん及び盗用や、それらに関する証拠隠滅又は調査妨害も違反行為となる。日本社会福祉学会においては、2015年（平成27年）より「研究倫理上重大な違反行為が認定された会員に対する処分に関する規程」も施行され、大会発表や学会誌への投稿の受理などが一定期間停止される。

問題 85

正答 1

1 正しい。観察法は、対象者の日常における行動や周囲との言語的なやりとりについて主に視覚的に観察し記録することが大きな特徴である。そのため、言語でのやり取りが十分でない乳幼児や言語障害のある人も観察法の対象となりうる。観察者は言語、非言語ともに注意を払いつつ、対象者の行動や対象者のおかれて

いる環境からも情報を得ることができる。  
〔MINERVA社会福祉士養成テキストブック⑤社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房、2010年（以下『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房）、pp.102～105）

2 誤り。参与観察においては、観察にのみ徹し活動に参加しない「完全な観察者」、活動に参加しつつも観察に比重をおいた「参加者としての観察者」、活動参加に比重をおき観察も行う「観察者としての参加者」、活動への参加を行うことを主とする「完全な参加者」の4つの立場がある。この立場は、観察開始当初から調査の過程によって最終的に変化することもある。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版、p.128）

3 誤り。フィールドノートの作成においては、記憶が鮮明なうちにできるだけ早く記録することがポイントとなる。観察された順に記録することが重要であり、記録に間違いや勘違いがあったと気づいても、それは記録として残しておくことが必要となる。

〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房、p.105）

4 誤り。観察法は、あらかじめコントロールした状態のある枠の中で観察する統制的観察とありのままを観察する非統制的観察に分類される。参与観察と非参与観察とは、ともに非統制的観察であり、調査者が内部で参加しながら観察するのが参与観察、部外者として外から観察を行うのが非参与観察となる。

〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房、pp.102～103）

5 誤り。アクションリサーチの特徴は、研究者が単に調査を行うだけでなく、積極的にフィールドに対しておかかわり、調査対象者と協働で問題解決を目指すところにある。研究者と調査対象者においてどちらが主導権を握るのかは一概には決められないが、あくまで協働で調査・実践を行うものであり、研究者が理論をもとに調査対象者を「指導」するものではない。調査者は、研究者であり問題を解決する実践者の役割も果たす。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版、pp.128～129）

問題 86	正答 3, 5
-------	---------

1 誤り。コーディングとは、質的データを意味の単位で区切って、それに名前やラベルをつける作業や工程である。コーディングは質的調査における分析の大きな中核をなす作業であり、この作業によってデータの資料を圧縮し、結果としてコードが生じる。データとコードの間を何度も往復して再考し、新たなアイデアを得ることでコードの名称を変更する必要性が生じる場合もある。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.153, p.159)

2 誤り。ピアチェックとは、データの分析において、同僚やスーパーバイザーの意見を仰ぐことをいう。対象者に結果を見せることは「メンバーチェック」という。いつどの段階で行うのか、また、どちらを行うのか、両方を行うのか、実施しないなど、研究者側に対応が委ねられている。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.149)

3 正しい。コード間の関係性には、時間経過、因果関係、並列、対立、例外などがある。「図解化」が完了したら、それを「文章化」する作業に入る。ただし、「図解化」したものの説明として「文章化」するのが難しい部分については、逐語記録に戻って確認することも必要になる。「図解化」から「文章化」の作業が論文の原型となるため、分析の中でも非常に重要な作業の1つとなる。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.146)

4 誤り。逐語記録(トランスクリプト)とは、音声データを文字にしたものをいう。原則としてできる限り正確に音声データを反映したものでなければならない。会話分析では、秒単位の沈黙や複数の話し手の発言が重なる様子なども含めて厳密に記録しなくてはならない。また、沈黙だけでなく、聞き手が気づいた苦笑や笑顔、緊張感など非言語に関する情報も重要な要素となる。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.141)

5 正しい。グラウンデッド・セオリー・アプローチ(GTA)に代表されるように、研究対象となる現象を反映したデータの解釈の積み上げで研究者独自の概念をつくり出すことを「概念の生成」という。一方、KJ法は、データ収集と分析を別に行い、データの分類と集約を通して、分析前には気がつかなかった新しい意味のまとまりとして創造的に作り出すところに特徴がある。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.140)

問題 87	正答 1, 2
-------	---------

1 適切。平成27年国勢調査では、全世帯に初めてインターネット回答のオンライン調査が実施され、インターネットで回答した人には紙の質問票が不要となり、調査員の訪問の必要もなくなった。インターネットで回答しなかった人にも、後日、紙の質問紙を調査員が配布した。オンライン調査は調査員訪問の負担削減などの利点がある。

2 適切。RDD(Random Digit Dialing)法を用いた電話調査では、比較的容易に代表性のある標本を確保できる。電話調査は短期間で効率よくデータ収集できる長所があるが、拒否が多い、調査員による影響が大きいなどの短所がある。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, pp.88~89)

3 適切でない。家庭内の暴力、犯罪、性に関することなどは見知らぬ調査員に直接答えてくいため、訪問調査法は適していない。無記名の郵送調査などのほうが個人を特定される可能性が少ないことから答えやすい。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.72~73, 『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, pp.85~88)

4 適切でない。郵送調査法は費用が安く、無記名で規模が大きい調査も可能という長所があるが、回収率が低い、記入者が調査対象者本人であるかわからないなどの短所もある。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.72~73)

5 適切でない。留置調査法には訪問配布留置き法や郵送配布留置き法などがある。自記式の調査であり、個別面接法より依頼しやすく、郵送調査よりも回収率が高い場合が多い。ただし、郵送調査と同様、記入者が調査対象者本人であるかわからない、郵送調査より費用がかかるなどの短所がある。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, pp.85~88)

問題 88	正答 3, 4
-------	---------

1 適切でない。キャリアオーバー効果とは、質問の順序による影響、すなわち前の質問が次の質問の回答に影響を与えることをいう。関連したテーマで質問紙を作成する場合、キャリアオーバー効果をすべて解消できるものではないが、できる限り、キャリアオーバー効果の影響を軽減するため、質問項目の順番を工夫することが大切である。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.68~70, 『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, pp.72~79)

2 適切でない。質問紙原案ができたなら、調査対象者の属性に近い人に実際の調査で用いる質問紙に、同じ方法で答えてもらうことをプリテストという。ここでのプリテストは、実験計画法のプリテスト-ポストテスト統制群法とは異なる。質問紙原案のプリテストをすることにより、質問紙の問題点やわかりにくい点などがわかる。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 68~70, 〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房, pp. 72~79, pp. 198~199)

3 適切。ワーディングとは、質問文の言い回しのことである。調査者の質問の意図が回答者にきちんと理解されるためにも、質問紙作成の際にはワーディングに留意し、あいまいな表現や難しい言葉は避け、わかりやすい内容や表現になるような工夫と配慮が大切である。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 68~70, 〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房, pp. 72~79)

4 適切。質問紙作成の際は、測定誤差(測定のゆがみ)に注意する必要がある。測定誤差には、系統的誤差と偶然誤差があり、ともに不可避であるが、質問紙作成時に工夫することにより、できる限り誤差を小さくする必要がある。系統的誤差とは、同じ方法を用いて複数回測定した際、毎回同じように規則的に一定の傾向で生じる誤差のことである。偶然誤差は、複数回測定した際、大きくなったり、小さくなったりする誤差のことをいう。

〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房, pp. 72~79)

5 適切でない。個人的な意思や態度に関する質問をパーソナルな質問、「あなたの地域の住民間でお互いに助け合うべきだと思いますか」など、社会や一般的なことに関する質問をインパーソナルな質問という。インパーソナルな質問を避けるのではなく、質問がパーソナルな質問かインパーソナルな質問か、回答者がきちんとわかるようにする必要がある。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 68~70)

問題 89	正答 3
-------	------

1 誤り。層化抽出法とは、男性と女性、若年層と中年層など、層ごとに標本を無作為に抽出する方法のことである。選択肢では女性だけを対象としているが、若年層と中年層などに分け、層ごとに標本を抽出せず女性全員を対象としているので層化抽出法による標本調査とはいえない。A障がい者施設の女性利用者全員を母集団とする全数調査である。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 56~60)

2 誤り。全数調査とは、母集団の対象者全員を対象とするものである。母集団全員を対象にした調査であれば、全員が回答していなくても、また、人数が少なくとも全数調査といえる。回収率が低い理由は何かを検討しながら、得られたデータのバイアスが何かなどを検討する必要がある。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 56~60)

3 正しい。推測統計とは、標本の性質から母集団の性質について推定・検定することをいう。標本調査の場合、標本から母集団を推計するが、全数調査では母集団全体を対象としていることから、推測統計を用いない。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 56~60)

4 誤り。調査の対象が全国レベルであっても、母集団全体が対象となっていなければ全数調査とはいえない。全国にあるすべての児童相談所を母集団とした場合、そのすべての児童相談所を対象とした調査であれば、全数調査となる。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 56~60)

5 誤り。作業仮説を母統計量で表し、標本データがそれを支持するかを判断することを推定ではなく検定という。また、母統計量を標本統計量から推定することを推定という。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 56~60)

問題 90	正答 1
-------	------

1 正しい。相関係数は一方の変数が増加・減少すれば、もう一方の変数も増加・減少する相関関係を示す係数で、 $r$ で表され、1から-1までの値となる。相関係数が1または-1に近いほど、散布図上で回帰直線の近くにデータ点がある。一方、相関係数が0に近いほど、回帰直線から離れた所にデータ点がある。

〔社会調査の基礎〕中央法規出版, pp. 92~96, 〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房, p. 139)

2 誤り。原因が結果に影響するという因果関係を示しうる条件の1つに、独立変数(x)は従属変数(y)よりも先に起こった事柄でなければいけないという点がある。1か月後の運動量が現在の体重に影響を与えるというのはいえぬことである。例えば、独立変数(x)を「先月の運動量」、従属変数(y)を「現在の体重」とすれば、時間的な矛盾がなくなり、適切な回帰式となる。

〔社会調査の基礎〕ミネルヴァ書房, pp. 188~190)

3 誤り。独立変数とは、説明変数とも呼ばれ、因果関係における原因を示すものである。従属変数は被説明

変数ともよばれ、結果を示すものである。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.56~60, p.93, 『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.188)

- 4 誤り。年齢が、何かの影響でかわるものではない。  
従属変数は結果を示すものであるため、年齢などの属性に関する変数は従属変数にはならない。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.92~96)

- 5 誤り。回帰係数とは、 $y = a x + b$ の直線式の  $a$  の傾きにあたるものである。回帰係数の値は  $x$  が増えれば  $y$  も増える場合に正の値、 $x$  が増えれば  $y$  が減る場合に負の値となる。したがって、回帰係数が正の値か負の値かは、独立変数が従属変数に影響を与えているかどうかを示すものではない。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.56~60, pp.92~96)

## 相談援助の基盤と専門職

問題 91 正答 4

1 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法は、1987年（昭和62年）に成立し、2007年（平成19年）に大幅に改正されたが、認定社会福祉士については定められていない。なお、2011年（平成23年）10月に認定社会福祉士認証・認定機構が設立され、「認定社会福祉士制度」が始まった。

〔新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職（第3版）〕中央法規出版、2015年（以下『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版）、pp.2～3、p.191）

2 誤り。社会福祉士は「専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（相談援助）を業とする者」と定められた（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.2）

3 誤り。社会福祉士となることができないのは、被後見人又は被保佐人と定められており、被補助人は社会福祉士となることができる。その他の欠格事由は社会福祉士及び介護福祉士法第3条に定められている。なお、欠格事由の改正は、2007年（平成19年）の法改正では行われていない。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.2）

4 正しい。社会福祉士の「誠実義務」に関する選択肢である。「誠実義務」は、2007年（平成19年）の法改正で追加された（社会福祉士及び介護福祉士法第44条の2）。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.2）

5 誤り。社会福祉士の「資質向上の責務」に関する選択肢である。社会福祉士は、社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならないとされている（社会福祉士及び介護福祉士法第47条の2）。「資質向上の責務」は、2007年（平成19年）の改正で追加された。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、pp.2～3）

問題 92 正答 3

1 適切でない。公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領（以下、社会福祉士の倫理綱領）の「倫理基準

1）利用者に対する倫理責任」の「4 説明責任」から、社会福祉士はCさんに必要な情報を適切な方法を用いて提供し、Cさんの意思を確認することが必要である。「5 利用者の自己決定の尊重」から、Cさんの自己決定を尊重し、Cさんがその権利を理解し、活用していけるように援助することが必要である。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.146）

2 適切でない。事実確認のための訪問では、養護者である息子からも話を聞くことが必要である。また、事実確認の段階で「虐待」という用語を安易に使うことや現段階で施設入所を勧めることは適切でない。社会福祉士の倫理綱領の「倫理基準 1）利用者に対する倫理責任」の「3 受容」では、先入観や偏見を排し、利用者を受容することが記されており、選択肢の対応は適切でない。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.146、社団法人日本社会福祉士会編『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規出版、2010年、p.65）

3 適切。社会福祉士の倫理綱領の「倫理基準 1）利用者に対する倫理責任」の「7 プライバシーの尊重」では、利用者のプライバシーを最大限に尊重することが記されている。また、Cさんの訴えや思いを聞くためには、Cさんが安心して話せる環境をつくる必要がある。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版、p.146）

4 適切でない。対人支援における記録は、支援内容を文字化したものであり、また、支援者自身の備忘録的な側面と、支援の根拠を利用者に示す側面がある。したがって、記録に残さず支援を行うことが適切であるとはいえない。なお、社会福祉士の倫理綱領の「倫理基準 1）利用者に対する倫理責任」の「9 記録の開示」では、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する、とあるように、記録として残すことが求められる。

（八木亜希子『相談援助職の記録の書き方』中央法規出版、pp.10～11）

5 適切でない。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第8条では、通報した者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。また、現在は、事実確認の段階であり、社会福祉士の倫理綱領の「倫理基準 1）利用者に対する倫理責任」の「7 プライバシーの尊重」「8 秘密保持」からも、Cさんや息子の許可なく、必要以上の情報を民生委員

に伝え、対応を依頼することは適切でない。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, p.146)

問題 93	正答 4
-------	------

- 1 適切でない。グローバル定義の注釈の中に「経済成長こそが社会開発の前提条件であるという従来の考え方には賛同しない」と示されており、「全体的、生物—心理—社会的、およびスピリチュアルなアセスメントと介入」に基づく社会開発を重要視している。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.26~27, 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会誌「ソーシャルワークのグローバル定義」)

- 2 適切でない。多様性の尊重は中核的な諸原理として位置づけられている。また、グローバル定義は、それを基礎としながら国や地域の社会的・政治的・文化的状況に応じた独自の定義として展開することが可能となっている。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.28~29, 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会誌「ソーシャルワークのグローバル定義」)

- 3 適切でない。介入のミクロ—マクロの次元や個人的—政治的次元を一貫性のある全体に統合する、総合的・包括的な援助こそがソーシャルワークであるとされている。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, p.32, 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会誌「ソーシャルワークのグローバル定義」)

- 4 適切。ソーシャルワークという学問領域が常に実践に基づいたものであり、専門職業の存在と不可分なものであることを反映したものである。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.33~34, 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会誌「ソーシャルワークのグローバル定義」)

- 5 適切でない。逆である。人々が主体的に生活上の課題を見出し、課題を軽減・解決・克服していけるような支援が目指される中では、「人々とともに」はたらかせていく実践が必要となる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.30~33, 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会誌「ソーシャルワークのグローバル定義」)

問題 94	正答 1, 5
-------	---------

- 1 適切。すでに地域で機能している社会資源に着目し、それらと連携・協働することを通して、ネットワーク構築と支援体制の強化が図られている。社会資源はフォーマルなものだけとは限らない。この選択肢のように、小学生の見守りボランティアといったイン

フォーマルな資源を活用し、組み合わせていくような柔軟性も求められる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.164~174, 『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ(第3版)』中央法規出版, 2015年(以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版), pp.86~98)

- 2 適切でない。予防的観点をもつこと、また、利用者の個別の生活状況を再アセスメントすることも場合によっては必要である。とはいえ、送迎サービスの利用に切り替えることは、たとえそのことで事故の防止が実現するとしても、利用者の主体性や家族の事情や意向等を無視することになり、望ましい対応であるとはいえない。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.164~174, pp.221~222)

- 3 適切でない。地域における啓発活動等の展開は重要であるが、利用者個人の詳細な情報を地域住民に知らせることは、秘密保持の原則に抵触するとともに、かえって偏見を助長してしまうような逆機能を果たす可能性もあるため、慎重さが求められる。さらにこのことについて本人や家族の意向を確認し承認を得ていない場合には、重大な倫理違反となる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.164~174, pp.260~269)

- 4 適切でない。社会福祉士の行動規範「1)利用者に対する倫理責任」の「1-2 社会福祉士は、利用者と私的な関係になってはならない」とあるように、E 社会福祉士の自家用車で送迎することは、私的な関係に抵触することから、適切な対応であるとはいえない。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, p.148)

- 5 適切。この選択肢では、Fさんの事故をきっかけとして、自力で通所する利用者の新たな、あるいは潜在的なニーズを顕在化させようとしている。このように予防的なアプローチにおいては、住民の立場から地域の課題を理解すべく、利用者や家族、地域住民のもとに積極的に出向き、その声に耳を傾けようとするアウトリーチの姿勢が求められる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.164~174, pp.229~240)

問題 95	正答 5
-------	------

- 1 誤り。ノーマライゼーションの理念は、1950年代にデンマークで知的障害のある人たちの親の会を通して具現化されてきたものである。当時はデンマークにおいても知的障害のある人たちは施設で生活することが

当たり前とされていたが、それを根本的に変えたのがノーマライゼーションの理念である。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.131~133)

2 誤り。ノーマライゼーションとは、「誰もが当たり前、ありのままに、生活したい場所で生活する」という考え方である。これは、現在の地域社会においても実現されているとはいいがたい。その実現には社会生活のしにくさを感じる諸個人に加えて、地域社会もノーマライズされる必要がある。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.131~133)

3 誤り。ノーマライゼーションの考え方が最初に公式な形で示されたのは、デンマークにおける1959年法（知的障害者及びその他の発達遅滞者の福祉に関する法律）である。社会サービス法は、スウェーデンにおいて1982年に制定された高齢者福祉と医療に関する基本法である。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.131~133)

4 誤り。ノーマライゼーションのための8原則は、ニイリエ（Nirje, B.）が提唱したものである。ノーマライゼーションの生みの親といわれている、デンマークの社会省の担当者であったバンク・ミケルセン（Bank-Mikkelsen, N.）は知的障害のある人たちの親の会とかかわりながら、施設改革と人間的支援を訴えていった。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.131~133)

5 正しい。ノーマライゼーションは当初知的障害領域から始まったが、その後身体障害や精神障害の領域にも広まった。現在では、障害領域に止まらず、生活のしづらさや生きにくさを感じるすべての人々にとって重要な原理となっている。そのため、社会福祉・ソーシャルワークの基盤的原理といえる。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.131~133)

問題 96	正答 5
-------	------

1 誤り。アドボカシーの訳語が権利擁護であるが、社会福祉・ソーシャルワークでは直接支援及びエンパワメントを通して、個人やコミュニティの権利を守ることを意味している。アドボカシーは社会的・法的に人生の主体者としての位置づけが奪われた人たちすべてを対象とするものである。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.110~117)

2 誤り。ベイトマン（Bateman, N.）は、アドボカシーに必要なスキルとして、①面接、②主張、③交渉、④自己管理、⑤法的リサーチ、⑥訴訟をあげている。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.110~117)

3 誤り。選択肢はケースアドボカシーの実例である。クラスアドボカシーは、政策、実践、法律などを変えるようはたらきかけ、ある特定のクラスやグループに属する人すべてにより影響が与えられるようにすることである。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.110~117)

4 誤り。従来は家庭内の問題に対して国や公的機関が積極的に介入することは避けられてきた。しかし、現在では家庭内で起こること（子ども虐待・高齢者虐待・障害者虐待・DV等）も人権侵害として認識されるようになった。そのため国や社会が対応していく必要性が明確に示されており、アドボカシーの対象とされている。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.110~117)

5 正しい。アドボカシーとは、利用者の利益や権利を守るために、必要となるサービスを要求する活動である。そのため、支援者が所属している施設利用者の利益と、所属している施設の利益とが相反する事態が生じた場合は、社会福祉士の倫理綱領「倫理基準 1）利用者に対する倫理責任」の「2 利用者の利益の最優先」に基づき、利用者の利益を最優先し、場合によっては所属組織と対決することもあり得る。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.110~117)

問題 97	正答 4
-------	------

1 適切でない。Hさんは医療機関での診断を受けていない状況であり、この段階で入院を勧めるべきではない。加えて、社会福祉士は利用者本位と自己決定の尊重の立場から支援する必要があることから、Hさんの意向が十分に踏まえていない中での拙速な対応は避けるべきである。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, pp.104~105, pp.122~124)

2 適切でない。自宅からの異臭については何らかの対応がなされるべきであるが、社会福祉士はクライアントの態度や行動をまずは受容すること、非審判的態度で向き合うことが求められる。また、Hさんの希望や意向が明確にはなっていない状況で、ホームヘルプサービス等の制度利用を勧めるべきではない。

〔相談援助の基盤と専門職〕中央法規出版, p.97)

3 適切でない。今の生活のままでよいとHさんは言っていることから、それを「クライアントの自己決定」とみなして鵜呑みにし何も支援しないのは自己決定の尊重とはいえない。自宅からの異臭が発生してから相当程度の期間が経過し、その間Hさんが衛生的な環境

で生活できていないことが考えられることから支援の必要性は認められる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.122~124)

- 4 **適切**。社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とした組織であり、市区町村社会福祉協議会の役割には地域ネットワークづくりが含まれている。よって、G 社会福祉士は自らが単独でHさんに対応するというのではなく、地域の社会資源・関係者のネットワークを構築・強化するため、地域福祉のコーディネーターとしての対応が求められる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.202~203)

- 5 **適切でない**。初回訪問でHさんの希望や生活状況が十分かつ適切に把握されているとはいえない状況で、即座に日常生活自立支援事業の利用を提案するべきではない。金銭管理ができていない可能性はあるが、利用者本位や自己決定の尊重の観点からも、この時点での制度利用を勧めるべきではない。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.104~105, pp.122~124)



## 相談援助の理論と方法

問題 98

正答 3

- 1 適切でない。相談援助の面接における内容や進め方を検討する際には、質問事項について、ある程度構成を考えておく必要がある。また、何について質問するのか、どのようなことに焦点を当てるのかをあらかじめ考えておくことで、面接を効率的に進めることができる。

〔新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ（第3版）〕中央法規出版、2015年（以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版）、p.258）

- 2 適切でない。「傾聴」は、クライアントの話をよく聴くことを意味するもので、質問しないことではない。ソーシャルワーカーは、相づちや促しのほか、質問をしながらクライアントの話を聴くことが大切である。こうしたワーカーの態度は、クライアントに、自分の話を聴いてもらっているという理解を促し、話しやすい雰囲気づくりにつながる。

〔『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、p.262〕

- 3 適切。ソーシャルワーク面接の特性として、まず、援助的面接は、クライアント等の利益のために実施されるものであることがあげられる。また、援助者と被援助者という役割が明確にあるため、一般的な儀礼とは異なる方法や形式をもち、ソーシャルワーカーが面接において援助に対する責任や義務を負っているといった特性がある。

〔『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、p.253〕

- 4 適切でない。面接の場所はさまざまである。クライアントが落ち着いて話すことができるよう、静かな場所を選ぶほか、室内の環境を整えることが大切である。また、面接は、面接室などをはじめとする相談に特化した場所のほか、病院のベッドサイドやクライアントの居宅でも行われる。クライアントの生活場面で行われる面接を「生活場面面接」といい、クライアントがリラックスして面接できるなどの利点がある。

〔『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.267～268〕

- 5 適切でない。「直面」とは、感情や意見等の相違を提示することであり、クライアントがなすべき課題を理解し、困難な課題に取り組む際に重要な技法である。「直面」において、ソーシャルワーカーは、クライアントが困難な課題に取り組む際の不安や恐れ、抵抗を軽減し、クライアントがそれらに取り組めるように援助する。

〔『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.263～264〕

問題 99

正答 1, 4

- 1 適切。2015年（平成27年）の自殺者数はおよそ2万4000人であり、各地域で自殺防止のための活動を展開することが望まれている。例えば、住民向けの講演会や講座を開催するなど、本事例において自殺防止のための活動に協力しようとするJ社会福祉士の姿勢は適切であるといえる。

（内閣府自殺対策推進室「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等（平成28年2月10日）」）

- 2 適切でない。自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応する人材を「ゲートキーパー」と呼び、自殺対策の担い手として期待されている。ゲートキーパーは、住民やボランティア、民生委員などのほか、関係機関の職員や医師、保健師などの専門職までさまざまな立場の人が担う。そこでは、相互の連携が求められる。このような研修は、地域における自殺防止のための活動の担い手を養成することを目的としている。

〔『ゲートキーパー養成研修テキスト 第3版』内閣府自殺対策推進室、p.6〕

- 3 適切でない。K民生委員が把握する当該男性の状況と「地域にゲートキーパーが増えるように、担い手養成のための研修を企画してほしい」との要望だけでは、地域実態を把握する調査を実施しないですむ十分な根拠にはならない。そのため、場合によっては、地域から孤立している人の状況や、自殺に関する相談に対応した状況を調査する必要がある。

（市川一宏・大橋謙策・牧里毎治編著『MINERVA社会福祉士養成テキストブック⑧地域福祉の理論と方法』ミネルヴァ書房、2015年（以下『地域福祉の理論と方法』ミネルヴァ書房）、pp.158～162）

- 4 適切。住民が気軽に参加し話をする機会を設けることは、社会福祉協議会の大切な業務である。その内容は多様であるが、男性向けの料理教室を開催することも有効な方法の1つである。料理教室は、参加者が協力して料理をつくり、完成した料理を食べながら会話するきっかけになる。また、料理をつくるという目的があるため参加しやすい。こうした事業を繰り返すことで、参加者が互いに知り合うことが可能になる。

〔新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ（第3版）〕中央法規出版、2015年（以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版）、pp.96～98）

- 5 適切でない。例えば、家族構成や生い立ちなどの個

人的な情報を明らかにすることは慎んだほうがよいといえる。しかし、この男性と同様に地域に知り合いがない人、すなわち「地域から孤立しがちな人」も参加しやすい企画を立案し、同様の悩みをもっていたり、同様の環境におかれている人が出会い、話を共有する場を設けることは、社会福祉協議会の大切な役割であると考えられる。

(『地域福祉の理論と方法』ミネルヴァ書房, pp.222~226)

問題 100	正答 1
--------	------

- 1 適切。ケースマネジメントの構成要素は「クライアント」「社会資源」「ケースマネジャー」であり、これにケースマネジメントの過程が加えられる場合もある。そのなかで、「クライアント」は支援の対象者でありつつも、クライアント本人がもっている能力や意欲、また資産も活用すべき資源(内的資源)として位置づけられる。これらは、クライアントのストレングスともいう。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.30~31, 白澤政和『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版, 1992年(以下『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版), p.13)

- 2 適切でない。ケースマネジメントの構成要素には、支援の対象者である「クライアント」と、クライアントの在宅生活に必要な「社会資源」が含まれている。確かに、クライアントの家族はインフォーマル・サポートの中核であり「社会資源」として位置づけられているものの、同時に「クライアント」として支えられる立場としても位置づけられている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.30~32, 『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版, pp.128~129)

- 3 適切でない。国内外においてケースマネジメントにはソーシャルワーカー以外のさまざまな専門職が従事しており、ソーシャルワーク固有の援助技術というわけではない。国外においては保健師、看護師、医師などのさまざまな専門職がケースマネジメントを担っており、また日本においても介護保険制度下で介護福祉士など多様な専門職が介護支援専門員としてケースマネジメントを担っている現状がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.54~56, 『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版, pp.19~20, p.23)

- 4 適切でない。クライアントのニーズが多様化・高度化し、また社会福祉サービスも多元化している状況では、専門的なケースマネジメントが必要である。しかし、専門職が主導権をとり支援を進めれば、クライアントの自己決定よりも援助者の裁量が認められ、それはケースマネジメントの目的である自立の支援とは相

対する支援となってしまふ。あくまでもクライアント主体で支援を行う必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.85~86, 『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.28~29)

- 5 適切でない。ケースマネジメントのケアプラン作成では、クライアントや家族の負担額を意識することが必要とされているが、そのために主にインフォーマル・サポートが用いられるということはない。フォーマル・サービスとインフォーマル・サポートでは、それぞれの特性に大きな違いがあるため、どちらかに偏ることなく、それぞれの特性を活かしてケアプランを作成することが必要である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.47~48, 『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版, pp.110~120)

問題 101	正答 2
--------	------

- 1 適切でない。専門職もサポートグループだけでなく、自助グループの結成の支援を行っている。自助グループは同じ悩みや障害のある人たちによってつくられた小グループであり、本人たちの自主性・自発性が最も重視されるが、近年ではアメリカなどの海外だけでなく、国内においても専門職による自助グループの結成への支援が行われている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.76~78)

- 2 適切。自助グループなどの運営に専門職が関与することによって、その専門機関の枠を超えることができなくなる点が指摘されている。例えば、その専門機関がグループ活動のための場所を提供している場合には、その専門機関の利用者でなければグループに参加しにくくなるといった制約が生じてしまう。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.75~76)

- 3 適切でない。自助グループの体験的知識は、自助グループの支援の特質として取り上げられるものであるが、専門的知識のような価値がないということはない。体験的価値は当事者個人一人だけの知識ではなく、グループとしても普遍的な「体験的知識」であり、その点を理解していないためにその価値が十分に評価されない場合がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.79~80)

- 4 適切でない。自助グループが安定して運営されることは必要だが、小集団としての援助機能を発揮し、対等性を保つためにはグループを大きくしすぎないことが求められる。また、自助グループの利用のみを考える参加者が増えすぎるとは、中心的なメンバーの負担を増やし、結果的に運営の不安定化につながる時

れている。そのため、できる限り多くのクライアントを紹介することは適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.79~80)

- 5 **適切でない**。自助グループと専門職は決して対立的な関係にあるわけではない。確かに、専門職がグループにかかわることによって権力を握りグループをコントロールしてしまう危険性もあるが、両者は対立するわけではない。互いに対等なパートナーシップを築き、適度な距離を保ち、補い合う関係が求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.78~79, 久保絢章・石川到覚『セルフヘルプ・グループの理論と展開』中央法規出版, 1998年, p.10)

問題 102

正答 3

- 1 **適切でない**。インテーク面接の場面と考えられ、具体的なアドバイスを行う前に、まず、Mさんによる主訴の提示およびL相談支援員による自立相談支援機関の機能の説明等を行う必要がある。加えて、Mさんはまだ多少貯金はあるが収入がなく現状に不安を感じており、また、生活困窮者への支援では早期の支援が重要であるため、貯金がなくなってから生活保護の申請に行くよう伝える支援は適切とはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p.107)

- 2 **適切でない**。Mさんが主訴のなかで「この歳になって親に迷惑をかけることは絶対にしたくない」と明言している状況で親元に帰ることを提案するのは、傾聴の姿勢も欠如しており、また、ラポール形成にも悪影響を及ぼす可能性があるといえる。生活の安定化は重要な課題であるが、現在の貯金額からしても支援プロセスを省略するまでの緊急性も判断できず、この段階では、まずは主訴を受け止めることが重要となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.107~110)

- 3 **適切**。このインテーク場面においては、まず、Mさんの主訴の提示、相談機関の機能の説明、そしてMさんとの契約が行われる。その際、L相談支援員は、励まし、言い換え、感情・意味の反映、要約などのかかわり技法を用いて傾聴し、ラポールの形成を図ることが求められ、同時に、Mさんの抱えている「このままでは生活できなくなる」状況の緊急度を検討する必要がある。

(中央法規出版編集部編『改正生活保護法・生活困窮者自立支援法のポイント』中央法規出版, 2014年(以下『改正生活保護法・生活困窮者自立支援法のポイント』中央法規出版), pp.40~41)

- 4 **適切でない**。ほかの選択肢同様、この段階では、まずは主訴を受け止めることが重要である。加えて、これまでのコンビニでの夜勤のアルバイトが体調悪化に

より長く続かなかったこと、また生活リズムの乱れから就職の面接にも行けていない現状を踏まえると、正規雇用の就労先を探すのは時期尚早であるといえる。

(『改正生活保護法・生活困窮者自立支援法のポイント』中央法規出版, pp.40~41)

- 5 **適切でない**。何よりも、この段階では、まずは主訴を受け止めることが重要である。もちろん、相談援助では人と環境との関係に焦点を当て、その両者への支援が必要である。そのため、生活困窮者支援においても相談支援に加えて、地域づくりが重要であることが指摘される。ただ、すでに目前にMさんが支援を求めてきている現状では、このような地域づくりへの取り組みではなく、Mさん自身への支援が優先されるといえる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.28~30)

問題 103

正答 1

- 1 **正しい**。リード(Reid, W.)やエプスタイン(Epstein, L.)は新しい技術を提唱したのではなく、すでに紹介されていた問題解決アプローチ、心理社会的アプローチ、行動変容アプローチなどの考え方を取り入れてこのアプローチを再構成し、包括的かつ系統的に援助方法を提示した。そのため、課題中心アプローチは「折衷的アプローチ」とも呼ばれている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.159, 『ソーシャルワーカーの力量を高める理論・アプローチ』中央法規出版, 2011年, pp.132~133)

- 2 **誤り**。課題中心アプローチは、処遇効果が同程度であるなら援助に要した時間が短い方が優れているという「短期処遇」の考え方に特徴があり、そのために優れた「処遇計画」を立てることが求められる。この選択肢では、援助者が「できるだけ時間をかけて長期にわたって」取り組みを進めるとされており、「短期処遇」の考え方と異なっている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.159, 『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, 2009年(以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂), p.75)

- 3 **誤り**。課題中心アプローチは、プラグマティズムの影響を受けている。その一方で、この選択肢では、クライアントの実存を重視し、意識をもって自己のあり方を追求する「実存主義」の影響を強く受けっていると記述されており、意識よりも人間の行動による結果の有効性で証明することを重視するプラグマティズムと異なる内容になっている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.159, 『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.75)

4 誤り。課題中心アプローチでは、クライアントの自己能力が重視され、クライアント自身が取り組む課題を定め、自らがその課題に取り組むことが求められる。重度の障害のあるクライアントや課題に取り組む意志の低いインボランタリーなクライアントに対しては、課題への取り組みが進まずに処遇計画が上手く遂行できない可能性があり、正しい支援方法とはいえない。

〔「相談援助の理論と方法Ⅱ」中央法規出版, p.160, 『MINERVA 社会福祉士養成テキストブック③ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, 2010年 (以下『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房), p.125)〕

5 誤り。課題中心アプローチは「実用主義 (プラグマティズム)」の影響を受けており、現代のソーシャルワーク実践におけるエビデンス・ベースド・プラクティス (EBP) の先駆けともいえる。課題中心アプローチにおいて、ソーシャルワーカーはクライアントの課題達成度をエビデンスに基づいて客観的に評価し、課題の進行度合いによって援助の終結か課題の再設定・契約の更新かを見定める能力をもつ必要がある。

〔「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」ミネルヴァ書房, p.125)〕

問題 104	正答 3
--------	------

1 適切でない。ひきこもりの若者は相談窓口を利用する動機に乏しいインボランタリー・クライアントの可能性が高い。このような若者には、チラシを配布して相談窓口に来ることを促し、窓口で申請主義に基づく対応を行う支援をしようとしてもなかなか機能しない。そのため、ひきこもりの若者に対しては、自ら援助を求めようとしないうという前提でアウトリーチ活動を行う必要がある。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, pp.157~159, 『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂, 2009年, p.40, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, p.39)〕

2 適切でない。ひきこもりの若者はインボランタリー・クライアントの可能性が高く、生活の場である家を直接訪問することは適切な支援方法である。しかし、A 相談支援員一人で S 市内すべての家を訪問するのは膨大な時間と労力を要することから、支援員がバーンアウトする危険性がある。そのため、所属機関である S 市社会福祉協議会のバックアップが欠かせないが、選択肢ではそれが「あるなしにかかわらず」とされており、この点が不適切であるといえる。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, p.165, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』みらい, 2010年 (以下『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』みらい), pp.153~154)〕

3 適切。ひきこもりの若者についての情報は、近隣住

民や民生委員が把握している場合が多いが、その情報が A 相談支援員に適切に届けられるには、普段から顔のみえる関係を形成しておく必要がある。この選択肢のように、生活困窮者自立支援事業について理解してもらい、いざというときに情報を提供してもらえる「地域づくり」を行うことも重要なアウトリーチ活動であるといえる。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, pp.160~165, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』みらい, pp.153~154)〕

4 適切でない。確かに教員が生活困窮者自立支援事業の対象になり得る若者を知っている可能性はあるが、個人情報の問題もあり得られる情報は限定的なものとなる。正確な情報を得るためには、教育委員会等と社会福祉協議会が連携して組織的に情報のやり取りができる仕組みをつくる必要がある。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, p.164)〕

5 適切でない。アウトリーチ活動を行うには、ワーカーが所属する組織のバックアップ体制があることが前提条件となる。この選択肢の記述では、A 相談支援員は組織内でアウトリーチ活動の調整をせず、プライベートの時間を使って家庭訪問を行っている。これでは活動が組織内で理解されず、また、トラブルが発生した際も組織として対応できないという問題が発生する可能性がある。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, p.165, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』みらい, p.157)〕

問題 105	正答 1
--------	------

1 適切。プランニングにおいては、社会資源の活用を図ることが求められるが、最も重要な資源は、クライアント自身が保持する能力である。援助者は、安易にサービスを提供することで、クライアントにとって不必要な社会資源を紹介したり、その結果、クライアントのストレングスを弱めてしまうことに留意しなければならない。このような「サービス優先アプローチ」ではなく、「エンパワメント」を意識したプランニングが援助者には求められる。

〔「相談援助の理論と方法Ⅰ」中央法規出版, p.133, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, p.77)〕

2 適切でない。援助者は、ソーシャルワークの実践モデルやアプローチを用いてプランニングを行う際には、クライアントのニーズに応じてさまざまな実践モデルやアプローチを組み合わせて援助計画をつくるのが求められる。特に複雑で困難な課題を抱えたクライアントのニーズは多岐にわたることから、そのよう

なクライアントに対する援助計画は包括的で多面的なプランニングとなり、いくつかの実践モデルやアプローチを組み合わせた計画となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.128~129)

- 3 **適切でない**。要支援のクライアントに対して立てる計画は「介護予防サービス計画」である。要支援とは、現在は介護が必要な状態ではないが、今後介護を受ける可能性がある状態のことを指す。要支援と認定されたクライアントには、地域包括支援センターの保健師が中心となり、要介護状態になることをできる限り防ぎ、例え介護状態になってもそれ以上悪化させないように身体機能の維持を図る計画を立てる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p.131, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, pp.81~83)

- 4 **適切でない**。援助計画の方針は、援助者がクライアントやクライアントの家族と話し合いながら決めることが望ましい。ケースカンファレンスは、クライアントやその家族が援助方針の話し合いに直接参加できる機会である。また、クライアントや家族がケースカンファレンスに参加することで、援助計画を自ら決定していく意識をもつことができる。そのため、クライアント等の参加は促進されるべきものである。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, p.73, 『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』みらい, p.145)

- 5 **適切でない**。介護保険サービスの利用者に対するケアプランは、ニーズに基づいたプランになることが求められており、必要に応じて制度におけるサービスと制度外のサービス(例:地域のボランティア、サロン等)を組み合わせることが望ましい。介護保険の定型的なサービスだけでは満たしきれないニーズが存在する場合には、制度外サービスも含めた多様な社会資源を活用したプランニングが求められる。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, pp.81~83)

問題 106	正答 3
--------	------

- 1 **誤り**。システム理論はたしかにソーシャルワークの統合化に影響を与えているが、それはあくまで1970年代以降のエコロジカル・パースペクティブにおけるものであり、ミルフォード会議の報告書においてはみられない。

(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職(第3版)』中央法規出版, 2015年(以下『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版), pp.86~91)

- 2 **誤り**。家族システムは、外に対して閉鎖的な傾向をもつ一方で、他者や情報を受け入れるというはたらきもあり、その両側面に着目する必要がある。そのた

め、ソーシャルワーカーがかかわることができ、またそのような介入が求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.13)

- 3 **正しい**。この地域ケアシステムの主な目的は、クライアントの早期発見・早期対応による予防的機能の発揮と、クライアントの生活の質(QOL)の確保にある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.100)

- 4 **誤り**。システム理論では、クライアントは内的能力を有し、それを発展させ、変化させることができる存在であるととらえる。そのため、ソーシャルワーカーは、支援の過程においてクライアントのもつ力を信頼し、変化の可能性を信じる必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.11)

- 5 **誤り**。エコシステムは、一般システム理論と生態学双方のプラスの側面を取り込み融合させたものであり、かつ「機械論」的なクライアントの理解の仕方を補足するものである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.139~140)

問題 107	正答 2
--------	------

- 1 **適切でない**。ソーシャルワークのグローバル定義の諸原理にもあるように、ソーシャルワーカーは何にもまして「多様性の尊重」を重んじていかなければならない。したがって、このようなアドバイスは不適切である。

(金子絵里乃ほか編『ソーシャルワーク』弘文堂, 2016年, p.28)

- 2 **適切**。これからのソーシャルワーカーには、ソーシャルワークのグローバル定義における「多様性の尊重」という原理を重んじることが求められていくのであり、その原理を遵守していくことが、クライアントとの間に信頼関係を構築していくことを可能にする。

(金子絵里乃ほか編『ソーシャルワーク』弘文堂, 2016年, p.28)

- 3 **適切でない**。ソーシャルワーカーには、人と環境との相互作用に焦点をあてるため、「環境へのはたらきかけ」が求められる。そのため、学校側にCさんのような人が安心して使えるトイレについて検討する等のはたらきかけをする必要がある。このようなクライアント中心志向のかかわりが、ひいてはB社会福祉士とCさんの間に信頼関係を構築することになる。

(金子絵里乃ほか編『ソーシャルワーク』弘文堂, 2016年, p.28)

- 4 **適切でない**。もちろんCさんが好意を寄せている同級生の困惑も考慮する必要があるが、Cさんがこれから同様の問題で悩み続けることを考えるならば、少なくともCさんがB社会福祉士には自分自身の本心を打

ち明けられる「関係性」を構築し、かつそれを維持し続けていく必要がある。

(金子絵里乃ほか編『ソーシャルワーク』弘文堂、2016年、p.28)

- 5 **適切でない。**Cさん自身の将来に対する不安は、自分の保護者である両親に、自身が「性的マイノリティ」であることを伝えていないことから生じていると考えられるため、両親に真実告知をする機会をもつことができないか、Cさんと一緒に考えていく必要がある。

(金子絵里乃ほか編『ソーシャルワーク』弘文堂、2016年、pp.27～29)

問題 108	正答 2
--------	------

- 1 **適切でない。**グループワークの実施にあたっては、ソーシャルワーカーの所属機関内の組織的サポートが必要であるため、機関内でグループワークの意義や目的等を説明し、理解と支持を得るようにすべきである。説明の際、参加者の理解を得た上で、必要に応じてそれぞれの事情にもふれることになる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.66)

- 2 **適切。**メンバーが顔を合わせる前の準備期に行う「波長合わせ」の作業である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.67)

- 3 **適切でない。**グループワークにおいては、グループ全体と個々の参加メンバーを守り、グループ及び個々の目標の方向性からずれないように、メンバー間の話し合いやソーシャルワーカーの専門的判断に基づいてルールをつくり、一定の制約を加える(制限の原則)。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.66)

- 4 **適切でない。**グループであっても援助の焦点はあくまで個々のメンバーである。ソーシャルワーカーが各メンバーを個別化してとらえるとともに、メンバーも相互に理解し合い、独自の存在として尊重し合えるようはたらきかける必要がある(個別化の原則)。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.65)

- 5 **適切でない。**グループワークを効果的に活用するためには、メンバー自身が自らの感情や問題解決への取組みを進められるよう、終結が近づいていることをメンバーが意識できるように適切な時期に前もって伝えるべきである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.70)

問題 109	正答 5
--------	------

- 1 **適切でない。**「必要はない」と言いながらもGソ-

シャルワーカーのところへ来たことの意味を考える必要がある。また、Hさんの認知機能の状況を推し量り、援助の必要性を判断するためにも、話を聞かずに帰すことは不適切である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.189～191)

- 2 **適切でない。**アセスメントのための情報をHさんから得ることは必要だが、Gソーシャルワーカー側のペースで、一方的に知りたいことを尋問式に問う面接の仕方は適切ではない。できるだけHさんが自分のペースで自由に語れるように配慮すべきである。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.186～188)

- 3 **適切でない。**バイステック(Biestek, F.P.)の原則にもあるとおり、GソーシャルワーカーがHさんの主張について審判をすることは、たとえHさんに味方する発言であっても援助関係の構築のためには適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、p.185)

- 4 **適切でない。**Hさんは過去の話をしたくないだろうというのは、Gソーシャルワーカーの想像にすぎない。Hさん本人が「話したくない」と言ったり態度で示したりしていない限り、むしろ現在抱えている不安を明確に把握するためにも、以前の生活についてもしっかり聞くべきである。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.193～196)

- 5 **適切。**Hさんが来所したということは、言葉では否定していても、多少なりとも問題を感じているものと考えられる。実際に全く来談の必要性を感じていなかったとしても、家族を安心させるためのHさんの行動を尊重し、妻の思いについて話し合うことを契機に、援助関係を結んでいくこともできる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.190～191)

問題 110	正答 5
--------	------

- 1 **適切でない。**Jさんは経済・心理・社会的問題を抱えている。その解決・調整の援助には、治療方針への患者・家族の理解と納得が重要であり、制度化の有無にかかわらずソーシャルワーカーも移植の意思決定のプロセスに関与すべきである。

(日本社会福祉士会・日本医療社会事業協会編『改訂 保健医療ソーシャルワーク実践2』中央法規出版、2009年(以下『改訂 保健医療ソーシャルワーク実践2』中央法規出版)、pp.132～134、「医療ソーシャルワーカー業務指針」)

- 2 **適切でない。**移植を勧めるにしても、単純に主治医の意見に従うだけでなく、ソーシャルワーカーとしての判断に基づくべきである。「医療ソーシャルワーカー業務指針」においても、「医師の指示を受けるに際し

て、必要に応じ、(中略)意見を述べること」と記されている。

- 3 **適切でない。**患者には真実を知る権利もある一方、説明を拒否する自己決定権もある。「まだ聞きたくない」という時期に説明をするのは、その権利の侵害にあたる。また、翌日にすぐに説明の機会を設定する必要があるほどの高い緊急性があるとも考えにくい。

(『改訂 保健医療ソーシャルワーク実践2』中央法規出版, p.130, p.137)

- 4 **適切でない。**日本においては、代理意思決定者を定める制度はまだない。また、クライアントに代わって意思決定を行う者を選定する必要があると考えられるのは、知的・精神的判断能力がない、または著しく低下しているクライアントの場合である。Jさんは判断力もあり、十分に意思決定が可能であるため該当しない。

(『改訂 保健医療ソーシャルワーク実践2』中央法規出版, pp.130~131)

- 5 **適切。**医師によるインフォームド・コンセントの充実のためにも、ソーシャルワーカーがそのプロセスに関与することが求められる。公正な情報の提供を受ける権利、意思を尊重される権利、プライバシーを守られる権利等の患者の権利を保障し、自己決定を促していくことは、医療ソーシャルワーカーの役割の1つである。

(『改訂 保健医療ソーシャルワーク実践2』中央法規出版, pp.127~139)

問題 111	正答 1
--------	------

- 1 **適切。**生活モデルは「人と環境の交互作用」を鍵概念として、常に人と環境の間の関係性を重視するところにその特徴があり、ジャーメイン (Germain, C. B.)らによって提唱された。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.139)

- 2 **適切でない。**選択肢はストレングスモデルの説明である。ストレングスモデルではポストモダニズムの思想を背景に、クライアントの強さや能力に焦点をあてるところに特徴がある。生活モデルでは生態学を背景に、クライアントの抱える問題を環境からの要請に回答する対処の実態としてとらえるところに特徴がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.140~142)

- 3 **適切でない。**選択肢は医学モデルの説明である。生活モデルでは人と環境の交互作用を生活ストレスとそれへの対処を鍵概念として包括的・統合的な視点から

とらえる点に特徴がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.137~138, p.141)

- 4 **適切でない。**選択肢は社会構成主義を理論基盤とするナラティブアプローチの説明である。生活モデルはシステム論の考え方、並びに生物と環境の間のバランスのとれた相互依存関係を追究する「生態学」を学問的基盤とする理論モデルであり、ジャーメインらによって提唱された。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.178~181)

- 5 **適切でない。**選択肢は危機介入アプローチの説明である。生活モデルは医学モデルに代わる理論モデルであり、システム理論や生態学を理論的基盤として、クライアントの問題を人と環境の間の絶え間のない交互作用という複合的かつ包括的・統合的な視点からとらえる点に特徴がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.139~140, pp.162~163)

問題 112	正答 5
--------	------

- 1 **適切でない。**スクールソーシャルワーカーは「児童生徒がおかれたさまざまな環境へはたらきかけたり、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う」ことを職務とする専門職であるため、学校の中で起こっていることだけを念頭において対応を考えるのではない。

(文部科学省『平成26年度 文部科学白書』, p.166)

- 2 **適切でない。**M君の生活状態を踏まえた今後の支援を考える上で、ほかの先生からの情報や協力は不可欠であるため、まずは情報共有を目的としたケース会議を早期に開催することを検討する必要がある。

(日本スクールソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版, 2008年 (以下『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版), pp.113~114)

- 3 **適切でない。**児童生徒等の問題行動の背景にはその家庭に経済的な課題があり、課題の解決のため福祉的な支援が必要な場合も多いと考えられるが、学校が保有するM君の個人情報には基本的に家庭の同意を得て共有するなど、取扱いには留意する必要がある。また、この時点では「緊急な対応」が必要であるとは判断できない。

(文部科学省通知「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」平成27年3月27日26文科生第724号)

- 4 **適切でない。**学習支援事業は生活困窮世帯の子どもに対して、進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援、居場所の提供等を、自治体が地域の実情に応

じて創意工夫をこらし実施するものであるが、この時点でKスクールソーシャルワーカーがM君に対して利用を促すものではない。

(文部科学省通知「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」平成27年3月27日26文科生第724号)

- 5 **適切。**M君の生活状態を踏まえた今後の支援を考える上で、ほかの先生からの情報や協力は不可欠であるため、まずは情報共有を目的としたケース会議を早期に開催することを検討する必要がある。

(『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規出版, pp. 113~114)

問題 113	正答 2
--------	------

- 1 **適切でない。**内容が比較的軽微で子育て支援サービスを活用する場合には市町村が、重篤な場合や専門的な対応を要する場合には児童相談所がそれぞれ対応するといった役割分担があり、今回の場合は前者に相当すると考えられる。

(厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」, pp. 7~8)

- 2 **適切。**地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、今回の事例のような場合には母親のニーズや意向を踏まえつつ活用したい資源の1つである。

(厚生労働省通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」平成27年5月21日雇児発0521第13号)

- 3 **適切でない。**父親との話し合いは大事であるが、通告があったことについて母親を責めて促すものではない。この場合は、母親に対しては新しい場所であっても安心してAちゃんと過ごしていくことができるよう、母親の気持ちに共感して接する必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 256)

- 4 **適切でない。**児童福祉法第6条の3第4項及び児童福祉法施行規則第1条の5より、この事業は生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等相談や子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な場合は適切なサービス提供につなげるものであるが、Aちゃんは生後10か月であるため対象とはならない。

- 5 **適切でない。**要保護児童対策地域協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催することが期待されている。今回のような通告事例の今後の対応について開催が想定される会議は、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として年に1~2回程度開催される代表者会議ではなく、個別の事例

について担当者レベルで適時検討する個別ケース会議であると考えられる。

(厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」, p. 10)

問題 114	正答 2
--------	------

- 1 **適切でない。**パールマン (Perlman, H.) は教育学者デューイ (Dewey, J.) の合理的問題解決論などの知見を取り入れ、生きることは問題解決の過程であるという考え方を主張した。ただし、それは困難を病理として診断的にとらえる考え方から脱却することを目指している。そのため後半部分の記述はパールマンの考え方と異なる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 148~149)

- 2 **適切。**ワーカビリティはクライアントが支援を自分にとって有効なものとするかどうかにかかる応答能力、支援活用能力とされる。ワーカビリティには、動機づけ (motivation)、能力 (capacity)、機会 (opportunity) の3つの側面があり、これはMCOモデルと呼ばれている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 148~149)

- 3 **適切でない。**パールマンは、心理社会的アプローチと機能的アプローチを折衷したアプローチとして問題解決 (problem solving) アプローチを確立した。パールマンは、ソーシャル・ケースワークの定義を「個人が社会的に機能する際に出会う問題により効果的に対応できるよう、福祉機関によって用いられる1つの過程」とし、診断主義に機能主義の知見を大幅に取り入れたことが特徴である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 148~149)

- 4 **適切でない。**コンピテンスはこのモデルの重要概念の1つであり、もともとはホワイト (White, R. W.) らによって提唱された自我心理学の概念である。問題解決アプローチにおけるコンピテンスとは、クライアントが社会環境からの要請に積極的にはたらきかけ、生活上の課題を遂行していこうとする能力のことをいう。学習理論による行動変容は、行動療法の考え方である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 148~149)

- 5 **適切でない。**問題解決アプローチの実践における構成要素である「4つのP」とは、援助を求めてくる人 (person)、発生している問題 (problem)、具体的援助が展開される場所 (place)、援助過程 (process) である (のちにprofessional personとprovisionの2つが加わった)。選択肢の人格 (personality) は含まれ



ておらず、また精神分析の技法を活用したという記述も誤りである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.148~149)

問題 115	正答 5
--------	------

1 誤り。ストレングスモデルは、クライアントが抱える問題を病理や欠陥としてとらえる治療モデルの限界を批判し生成されてきた。しかしながら、ウィークネスを概念化してはいない。そこではクライアントを治療の対象者として客体化するのではなく、いかにして強さをもつ主体としてとらえるかが重要となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.132~133, 狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』簡井書房, 2001年, p.136)

2 誤り。このモデルでは、個人のストレングスだけに着目するのではない。グループや地域社会・コミュニティなどの、クライアントにとっての外部環境もストレングスを有するものとしてとらえていくところに特徴がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.132~133, 狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』簡井書房, 2001年, p.136)

3 誤り。英語圏においてストレングス (strength) は日常的に使われている用語であり、「強さ」や「長所」「体力」「耐力」「力となるもの」「支え」などの意味をもつ。精神分析とは異なり、支援を治療としてとらえるのではなく、日常生活・社会生活におけるクライアントの主体性を重視する本モデルの考え方が反映されている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.132~133, 狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』簡井書房, 2001年, p.136)

4 誤り。ストレングスモデルが台頭してきた背景として、近代科学などモダニズムの限界を乗り越えるために登場したポストモダニズムという一大思想潮流がある。選択肢にあるパターンリズムや診断主義の考え方ではなく、主体として生きるクライアントと共働する視点を重視するのがストレングスモデルである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.132~133, 狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』簡井書房, 2001年, p.136)

5 正しい。我が国において紹介されたストレングスモデルとしては、サリーベイ (Saleebey, D.) やラップ (Rapp, C.) といったアメリカのカンザス大学を拠点とした研究者による成果がある。また、サリーベイは、ストレングスを説明する6つの概念 (エンパワメント, 成員性, レジリアンス, 癒しと全体性, 対話と

協働性, 不信の中止) を紹介している。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.132~133, 狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』簡井書房, 2001年, p.136)

問題 116	正答 2, 4
--------	---------

1 適切でない。まだCさん親子の家庭の状況やニーズが明らかになっていない段階で、面識のない行政の担当職員が突然訪問することは、かえって戸惑いや不信感を招くおそれがある。福祉サービスの利用に関しては、危機介入など緊急の場合を除き、まずはクライアントとの信頼関係を構築しながら、丁寧にニーズをアセスメントした上で、サービス利用の手続きを進めていく必要がある。

(仲村優一ほか監, 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年, p.1141)

2 適切。職場内において、サービス管理責任者を含む担当者間で現在のCさんの状態について、必要な情報を共有することが重要である。そして、過去の支援の経過についても職場内で再度確認し、必要に応じて再アセスメントを行うことになる。

(仲村優一ほか監, 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年, p.1141)

3 適切でない。近隣住民等のインフォーマル・サポートの活用は、ネットワーキングの技術として確かに重要である。しかし、事例におけるこの段階では、Cさんの家庭の状況やニーズについて、まだ十分なアセスメントができておらず、またCさん親子と近隣住民の関係や、どのような支援を望むかについて、まずはCさんと母親の考えやニーズを確認するのが先決である。

(仲村優一ほか監, 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年, p.1141)

4 適切。まずは生活状況を面談によって聴き取り、信頼関係を築きながらニーズを明らかにしていくこと、つまりアセスメントがソーシャル・サポートネットワークの構築にあたって不可欠である。さらに、選択肢にあるように顔見知りであり情報提供者でもある民生委員が家庭訪問に同行することは、クライアントの不安を軽減し、早期の信頼関係を築きやすくすると考えられる。

(仲村優一ほか監, 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年, p.1141)

5 適切でない。事例に記された状況は、母親のネグレクトを疑う根拠として十分ではない。したがって、この段階で選択肢にあるような市の虐待防止センター職

員との連携を早急・具体的に進めることは、適切とはいえない。まずは母親の健康状態が思わしくないとの情報について事実関係を確認するところから開始する必要がある。

(仲村優一ほか監, 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年, p.1141)

問題 117	正答 3
--------	------

1 適切でない。アウトリーチとは、援助者が地域に向き、ケースの発見、サービスの調整、送致等を行うことである。相談機関でクライアントを待つ受け身の姿勢ではなく、積極的に地域に足を運ぶことでケースの潜在化や深刻化を予防する機能をもつ。選択肢の説明は、援助関係における援助者のアドボケーターとしての役割を示したものである。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.82)

2 適切でない。パターンリズムとは、専門的知識を有する援助者が援助における主導権をとり、主たる判断を行っていく援助関係のことである。クライアントの問題を取り除くことを優先し、クライアントの自己決定権よりも援助者の自由裁量が優先されるこのようなかわりには、クライアントを抑圧してしまうという点において近年では批判を受けている。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.86)

3 適切。ストレングスの視座とは、クライアントを「問題をもった人」としてとらえるのではなく、「問題だけではなく、強さをもち生活している人」としてとらえ、その強さを支援に活かすことである。ストレングスの視座に立った援助関係を構築することでクライアントの尊厳が保持され、現状を克服する希望を得ることにつながり、クライアントがエンパワメントされることが考えられている。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.31)

4 適切でない。「純粋性」とは「無条件の積極的関心」「共感的理解」と併せて「カウンセラーの態度としての3条件」としてロジャーズ (Rogers, C. R.) が提唱した考えであり、ソーシャルワークにおいても援用されている。「純粋性」とは、クライアントにかかわる際に援助者が自分で自分をどのような人間であると認識しているかという「自己概念」を内省しつつ、自分の経験しているさまざまな感情を自分自身で否定しない姿勢をとることである。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.254)

5 適切でない。援助者とクライアントの援助関係に生じるトラブルにおいては、クライアントが過去に重要

な他者に向けていた欲求や感情が援助者に向けられる「転移」や、援助者自身が過去の重要な他者にもって来た欲求や感情をクライアントに向けて態度で現してしまう「逆転移」が影響していることが少なくない。そのため、「転移」及び「逆転移」のどちらも考慮する必要がある。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.88)

問題 118	正答 5
--------	------

1 適切でない。相談援助において相談者の主訴を確認することは重要であるが、相談者が訴える内容がそのまま援助目標となるわけではない。まずは、なぜグループホームを利用したいと考えているのか、背景となる内容等を聞き取りつつ、その決定が本人や家族などの周囲に与える影響を勘案して、解決すべきニーズの析出、援助目標の設定を行うことが求められる。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, pp.112~114)

2 適切でない。相談援助を行う際には、主たる相談者だけでなく家族や環境も1つのシステムとしてとらえて支援を行う必要がある。また、この初回面接の段階では、母親は自分自身の話を聞いてもらいたい、考えを聞いてもらいたいという思いから面接に臨んでいることがうかがえるので、まずは、一方的な価値観を押しつけて説得しようとするのではなく、傾聴の態度をもち続けることが求められる。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.109)

3 適切でない。相談者は自身の悩みや問題を他人に話すことで「叱られるのではないか」という不安を抱えていることが少なくない。「なぜ母親を説得できなかったのか」ということについてここで問い詰めるのは、Eさんにとって、「説得できなかったことを責められている」というメッセージとして伝わり、相談者との信頼関係構築を阻害する可能性があることから適切な対応とはいえない。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.108)

4 適切でない。相談援助を行ううえで、問題解決に有益な社会資源 (サービス等) の情報を提供し、ニーズと社会資源を調整することは重要な役割である。しかし、この事例のようにニーズの析出や問題解決に向けた見通しが立てられていない初回面接段階で社会資源に関する情報提供を行うことは、相談者の混乱を招いてしまう可能性があることから適切な対応とはいえない。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, p.130)

5 **適切**。相談援助を介した情報収集では、人と環境の相互作用に焦点をあて、障害や介護の状況、情緒的側面、社会的役割や家族といった要素を総合的に把握した上でニーズや問題解決の方向性を検討することが求められる。母親から E さんの生活状況や家族としての思いを確認しておくことは、E さんのニーズを総合的に判断する上で重要な意義をもつことから適切な対応といえる。

(『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版, pp.116～117)

## 福祉サービスの組織と経営

問題 119 正答 3

1 適切でない。マネジャースhipとは、部署やプロジェクトにおける権限や公式の役割行動から発生する影響力である。

(武居敏編『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, 2015年(以下『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会), p.113)

2 適切でない。ヘッドシipは、組織における地位・職位に基づく影響力のことをいい、社長や理事長といった、ポストに付随して発生する。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, p.114)

3 適切。三隅二不二によって提唱されたPM理論によれば、リーダーシipの機能は、職務遂行機能(performance)と集団維持機能(maintenance)の2つの機能から構成される。

(小野善生『最強の「リーダーシip理論」集中講義』日本実業出版社, 2013年, p.78, 『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, p.118)

4 適切でない。レヴィン(Lewin, K.)によると、専制型、放任型、民主型のうち、民主型のリーダーシipが仕事量、質ともに優れ、集団の雰囲気もよかったという実験結果が出ている。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, pp.117~118)

5 適切でない。SL理論とは、部下の成熟度に応じて有効なリーダーシip・スタイルが変わるという理論である。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, p.119)

問題 120 正答 5

1 適切でない。マクレランド(McClelland, D.)の欲求理論では、人は「達成」「権力」「親和」の3つの欲求をもつものとされており、「権力欲求」のみがモチベーションの向上に寄与するものではない。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, pp.108~110, pp.167~168)

2 適切でない。マグレガー(McGregor, D.)は、X理論・Y理論において、それまでの人的管理が、X理論という古い人間観に基づいているため動機づけがうまくいかないことを指摘し、Y理論として、より高次の欲求を満たしていく人間観に基づいて目標管理や自己実現を主体とした内発的動機づけを主とするべきと提唱した。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, pp.104~105)

3 適切でない。シャイン(Schein, E. H.)は「複雑人モデル」のなかで、人間は多くの欲求があり、個々の発達段階や生活状況が異なるため、その欲求レベルや成熟度に応じた対応が求められ、画一的な動機づけは適さず、効果的な動機づけも異なると提唱している。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, pp.106~107)

4 適切でない。ハーズバーグ(Herzberg, F.)の動機づけ・衛生理論では、責任や権限を明確にすることは、積極的に自ら職務に臨む姿勢が培われ、動機づけ要因となることが示されている。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, p.108)

5 適切。マズロー(Maslow, A. H.)の欲求階層説や、ロック(Lock, E.)による目標設定理論では、個々の成熟度や欲求段階に合った仕事・目標を与えることで、行動目標は明確化するとされている。またそれを通じて成功体験や自己成長の機会が促進され、内的モチベーションは強化される。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, p.108)

問題 121 正答 2

1 適切でない。福祉サービス組織では、多職種が協働できる仕組みをつくり、仕事や役割・意思決定が適切に管理されるように、階層分化や機能分化された組織力の高い経営管理が求められる。

(『社会福祉施設経営管理論2015』全国社会福祉協議会, pp.63~64, 堀公俊『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社, 2013年(以下『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社), pp.88~89)

2 適切。3C分析とは、自社のおかれている状況を顧客(Customer)、競合(Competitor)、自社(Company)の3つのCの観点で検討する手法である。顧客のニーズやマーケット、他社の競合参入状況、自社の特徴や優位性などを分析し、経営戦略を立案する。

(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営(第4版)』中央法規出版, 2013年(以下『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版), p.71, 『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社, pp.10~11)

3 適切でない。ヒト(Men)、モノ(Material)、カネ(Money)の経営資源の3Mの中で、ヒトがいなければモノ・カネは十分に意義ある活用をできない。また対人サービスを主とする福祉サービス事業者においては、特に人的資源であるヒトが重要であるといえ

る。また、現在ではこの3つに「情報」を足して4つの経営資源ということもある。

〔社会福祉施設経営管理論2015〕全国社会福祉協議会，p.64，『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社，pp.16~17)

4 適切でない。選択肢の内容は、PESTという外部環境を分析する手法の説明である。ベンチマーク分析は、自組織が比較対象とする組織を設定し、自社の内部環境をさまざまな項目から比較し、自組織の課題を明確にすることである。

〔社会福祉施設経営管理論2015〕全国社会福祉協議会，pp.77~78，p.165，『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社，pp.14~15，『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.71)

5 適切でない。PDCAサイクルでは、明確な目標水準や期限の設定(Plan)と、実行(Do)、検証・評価(Check)における差異に対しやり方を修正(Act)していくことを継続して何度か繰り返すことが大切である。曖昧な目標や工程を達成するまで実行し続けるより、PDCAサイクルは改善サイクルを回し続けることが大切なので、「実行」が特に重要とはいえない。

〔社会福祉施設経営管理論2015〕全国社会福祉協議会，p.69，『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.76~79，『ビジネス・フレームワーク』日本経済新聞出版社，pp.90~91)

問題 122	正答 2
--------	------

- 1 誤り。正規職員には、事業所との雇用関係があり、雇用期間の定めはなく、全労働時間勤務が多い。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，p.171)
- 2 正しい。フルタイム正社員と比較し、1週間の所定労働時間が短く雇用期間の定めがない「短時間正社員制度」を、厚生労働省は推進している。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，p.171)
- 3 誤り。事業者は、雇用期間の定めがない、もしくは、1年以上契約される者(契約更新により1年以上雇用されることが見込まれる者)等の条件を満たし、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の短時間労働者に定期健康診断を受けさせる必要がある。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，pp.171~172)
- 4 誤り。派遣労働者は、派遣先の事業所との間に直接雇用契約を結ばず、派遣登録した派遣会社との間に労働契約を結ぶ。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，p.172)
- 5 誤り。2016(平成28)年10月より、短時間労働者の被用者保険(健康保険・厚生年金保険)の適用が拡大される。対象となる短時間労働者は、①勤務時間が週20時間以上、②月額賃金8.8万(年収106万)円以上、

③勤務期間が1年以上の見込み、④勤務先の従業者数が501人以上、⑤学生は対象外、という5つを満たす者である。

問題 123	正答 2
--------	------

- 1 誤り。行政による指導監査は、数年に一度行政が事業者立ち入り、諸法令の基準に適合しているかをチェックするものである。一方、福祉サービス第三者評価は事業者が第三者評価機関と契約し、自らのサービスを向上させる企図で行われる。両者はその性格を異にしており、連携して隔年ごとに実施されるものではない。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，pp.131~133)
- 2 正しい。2012(平成24)年4月1日より、社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設)は、子どもが施設を選べない措置制度等であり、施設長による親権代行等の規定もあるなど、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の受審が義務化された(「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成27年2月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知))。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，p.132)
- 3 誤り。保育所の第三者評価の受審は、以前より社会福祉法第78条の規定により、「努力義務」とされており、子ども・子育て支援制度関連の法律である「子ども・子育て関連3法」において、社会福祉法の同条に改正はない。
- 4 誤り。福祉サービス第三者評価は、サービス事業所・職員による「自己評価」、利用者による「利用者評価」、評価機関による「訪問調査による評価」の結果を総合的に評価する。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，pp.136~141)
- 5 誤り。福祉サービス第三者評価の対象は、高齢者分野、児童分野に限定されず、障害児・者分野、生活保護分野とすべての福祉サービスが対象となる(社会福祉法第78条、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」)。  
〔福祉サービスの組織と経営〕中央法規出版，p.142)

問題 124	正答 5
--------	------

- 1 誤り。人事・人材は内部環境としてとらえられる。

外部環境は組織のおかれている状況のことをいう。外部環境については、マクロ的な環境（人口統計や経済の動向など）とミクロ的な環境（利用者ニーズや行動、競合の実態など）、あるいは現状分析と将来予測、さらに定量分析と定性分析などの側面から把握・分析される。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.71～72）

2 誤り。組織がおかれている状況は、外部環境である。内部環境は、組織の実態である。内部環境については、人材（資質、年齢、意識、行動など）や組織、組織文化、技術力、収益性などの側面から把握・分析される。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.71～72）

3 誤り。環境把握の手法の1つである「インタビュー」には、グループインタビューの他に、個別インタビューやフォーカスグループインタビューがある。環境把握の手法は、インタビューやアンケート調査、各種の公表統計の分析など多様である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.71～72）

4 誤り。組織の「内部環境」の分析においては、比較対象があるほうが問題を明確化しやすいため、ベンチマーク分析が有効である。ベンチマーク分析とは、当該組織が比較対象の基準（ベンチマーク）とする組織を設定し、さまざまな項目について比較することを通じて、当該組織の課題を明確にする手法をいう。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.71～72）

5 正しい。SWOT分析とは、目標を達成するために意思決定を必要としている組織などにおいて、外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の1つである。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.71～72，板倉宏昭『経営学講義』勁草書房，2010年，p.40）

問題 125	正答 5
--------	------

1 誤り。選択肢は、コンプライアンスの説明である。ガバナンスとは、法人がその目的に沿って適切に経営されるようにすること、または、その仕組みのことをいう。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.28～29）

2 誤り。選択肢は、ガバナンスの説明である。コンプライアンスとは、法人が法令・規則を守るという法令遵守に加え、法の精神や社会規範、あるいは常識・良

識に従うことをいう。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.28～29）

3 誤り。特定非営利活動法人は、その定款において、議決事項を社員総会と理事会で分けることができるが、定款変更、解散、合併においては、社員総会において決議する必要があるとされている（特定非営利活動促進法第25条・第31条・第34条）。

4 誤り。法人の自主性・主体性を活かすと、コンプライアンスの問題が生じる。コンプライアンスを達成するためには、自主性・主体性を軽視してよいというわけでも、単に規制を強化するだけでよいというわけでもなく、法人が自主的にガバナンスの確立に努め、自浄作用をもつことが肝要である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.28～29）

5 正しい。例えば、社会福祉法人であれば、社会福祉法第6章に規定されており、その中でガバナンスの基本構造については第2節で、機関については第3節で規定されている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.24～25）

## 高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 126

正答 5

1 誤り。2011年（平成23年）改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）では、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の制度があったが、複雑な制度であったため、改正によりこれらを廃止し、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度に一本化された。

〔新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度（第5版）〕中央法規出版、2016年（以下『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版）、pp.119～121）

2 誤り。サービス付き高齢者向け住宅で必須とされているのは、状況把握サービス（安否確認）と生活相談サービスの提供である。介護サービスや医療サービスについては、他機関の提供する介護保険サービスをはじめとする一般のサービスを活用することができる。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.119～121）

3 誤り。入居者は、60歳以上の者、又は要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者で、同居する者がいないか、同居する者が配偶者又は60歳以上の親族若しくは要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の親族等であることが、要件とされている。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.119～121）

4 誤り。サービス付き高齢者向け住宅の事業者とその住宅は、都道府県知事に登録し、5年ごとに更新する（高齢者住まい法第5条）。有料老人ホームもサービス付き高齢者向け住宅として登録することができる（同）。都道府県は、報告を求めたり、立入検査を行ったりして指導監督することができる（同法第24条）。

5 正しい。サービス付き高齢者向け住宅として登録するためには、介助用の車いすでの通行が可能な廊下の幅の確保、段差解消、手すり設置などのバリアフリー基準を満たすことが必要である。その他、高齢者の居室は原則として25㎡以上あることなどの施設基準を満たす必要がある。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.119～121）

問題 127

正答 3

1 適切でない。高齢者虐待の通報は、疑いの段階で可

能である。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）第7条によれば「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」とある。すなわち虐待の事実確認ができなくとも、虐待と思われる状況での通報ができる。虐待の事実確認及び判断を地域住民であるGさんにさせるのは適切でない。疑い段階での通報で受理すべきである。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.112～114）

2 適切でない。警察への援助要請も必ずしもすべての立入調査で行うことではない。事実確認のためには、まずは養護者の協力が得られるよう努めるべきである。立入調査は、事実確認の際に養護者が訪問に応じなかったり、高齢者と訪問者を合わせようとしなかったりするなど、拒否的な場合等で、虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときに市町村の権限によって高齢者の居所に立ち入り、調査や質問を行うことである。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.112～114）

3 適切。通報を受けたら、まず地域包括支援センター内で、①虐待の疑いがある、②虐待の疑いはないが地域包括支援センターとして相談を継続する必要がある、③虐待の疑いはなく相談継続の必要もない、のいずれに該当するかを判断する。虐待の疑いありと判断された場合は、Q市担当部署への連絡も必要となる。虐待対応は、個人的に行うものではなく組織的に行うことが重要である。

〔日本社会福祉士会編『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規出版、2011年、pp.44～46）

4 適切でない。地域包括支援センターの社会福祉士としてまず行うべきであるのは、組織として虐待の疑いについて判断し、対応を検討することである。今後、場合によっては主治医に連絡をとる必要も出てくるかもしれないが、事例の段階でGさんの電話を受けて、いきなり関係者に連絡をとることは適切ではない。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.112～114）

5 適切でない。入所施設等の利用に関しては、通報後に事実確認をし、高齢者本人の意思を聞いたうえで個別ケース会議を開催して検討すべきである。さらに、老人福祉法第11条第1項による「やむを得ない事由による措置」は、緊急性が高く養護者との分離が必要で

あると判断された場合に進められることである。通報を受けた段階で進めるべきことではない。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, pp.112～115)

問題 128	正答 4
--------	------

1 適切でない。K 介護支援専門員が事例を出すからといって、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に地域ケア会議を主催してもらうことは適切ではない。地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催することとされている。

〔長寿社会開発センター「地域ケア会議運営マニュアル」2013年（以下「地域ケア会議運営マニュアル」）, p.21〕

2 適切でない。地域ケア会議は必ずしも専門職だけのものではなく、積極的に住民組織等にも加わってもらうことが望ましい。厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」によれば、地域ケア会議の構成員として、会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整するとされている。

〔地域ケア会議運営マニュアル〕p.21〕

3 適切でない。地域の消費者被害対策について話し合うことは、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見につながることであり、地域ケア会議で扱うべき事柄である。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題発見といった機能を果たすものとされている。場合によっては地域づくり・資源開発機能や政策形成機能を果たすこともある。

〔地域ケア会議運営マニュアル〕pp.21～26〕

4 適切。地域ケア会議は、保健・医療・福祉の関係者のみにとどまらないさまざまな分野の者によって構成される。必要に応じて医師や弁護士などの専門職の意見を聞く場としてもよい。このような地域ケア会議によって、この会議の目的の1つである「多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築」が実現できる。

〔地域ケア会議運営マニュアル〕pp.21～26〕

5 適切でない。サービス担当者会議を地域ケア会議と兼ねることは適切ではない。サービス担当者会議は介護支援専門員がケアマネジメントの一環として主催するものであり、地域ケア会議とは異なる。地域ケア会議は選択肢1の解説で述べたように市町村もしくは地域包括支援センターが主催するものであり、サービス

の担当者だけではなく、地域のさまざまな立場・職種から課題が検討されることが期待される。

〔地域ケア会議運営マニュアル〕pp.27～28〕

問題 129	正答 3
--------	------

1 誤り。介護はソーシャルワークと同様、利用者の意欲や環境のストレングス（強み）に着目することで、介護のプロセス自体が利用者自らの意欲や主体性を回復・発揮させ、エンパワメントの促進につながっていく。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.316〕

2 誤り。QOLは、「生活の質」と訳されることが多いが、「生命の質」「人生の質」とも訳される。人生のラストステージを意識しなければならない要介護高齢者や認知症高齢者、医療ニーズの高いターミナル期にある高齢者に対しては、生活・人生・生命といった3つの質を包含した意味としてQOLをとらえることが重要である。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, pp.316～317〕

3 正しい。苦情や怒り、不安などの否定的感情をもっている利用者もおり、その感情を表現できるのは身近にいる介護職であることが多い。介護職は、この利用者の表現できる力をストレングスととらえてかわりをもつと同時に、必要に応じてソーシャルワーカーにリファーすることも重要である。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.317〕

4 誤り。「2015年の高齢者介護」では、「高齢者が、尊厳をもって暮らすこと」を確保することを最も重要であるとし、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指すことを基本に据えることとした。

〔高齢者介護研究会報告「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」「I. はじめに」〕

5 誤り。2007年（平成19年）の社会福祉士及び介護福祉士法の改正で、「介護福祉士は、（中略）福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない」と規定されたが、要介護者本人及びその家族との連携は規定されていない（第47条第2項）。なお、「福祉サービス関係者等」は、同改正による同法第2条で「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者」と規定されている。また、日本介護福祉士会の「倫理綱領」では、「福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します」とされており、



介護の理念において、連携が重視されていることがわかる。

(日本介護福祉士会「倫理綱領」)

問題 130	正答 5
--------	------

1 適切でない。車いすで段差を上がる場合は、前向きのまま、まずティッピングレバーを踏んで前輪を上げて段の上に上がり、その後、後輪を段の上ののせる。段差を下がる場合は後ろ向きになり、後輪から先に下ろし、ティッピングレバーを踏んで前輪を上げて後ろに進み、段の下でゆっくりと前輪を下ろす。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.378)

2 適切でない。杖を使用した3動作歩行では、階段の下りは杖、患側、健側の順に下る。平地や段差越えも同様の順である。階段を上るときは、杖、健側、患側の順となる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.382)

3 適切でない。食事の支援では、利用者のそれまでの食生活や食習慣などに配慮する必要がある。人それぞれ食べるペースや一口の量、食事にかかる時間は異なるため、支援者側のペースや都合で決められた時間内に食べ終わるように支援することは不適切である。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.386-387)

4 適切でない。空腹時の入浴や食後すぐの入浴は、消化、吸収機能に影響を及ぼすため、食前、食後の1時間は入浴を控えたほうがよい。また、入浴では発汗により体内の水分を喪失するため、脱水予防のために入浴前後に水分補給を勧めるとよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.394-395)

5 適切。支持基底面とは、足裏など床と接しているところで囲まれた足下の面積を指す。支持基底面は広いほど身体は安定する。そのため、移動動作を支援するときは、介護者は支持基底面を広くとったほうがよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.377, 『新・介護福祉士養成講座⑦生活支援技術Ⅱ(第3版)』中央法規出版, 2014年, p.111)

問題 131	正答 2
--------	------

1 誤り。加齢とともに下肢筋力は低下し、すり足歩行となる。また、バランスを崩しやすく転倒のリスクが高まること、骨密度の低下から転倒した時の骨折のリスクが高まること等から、できるだけ段差は解消した

ほうがよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.14, pp.440-441, 『新・介護福祉士養成講座④こころからだのしくみ(第3版)』中央法規出版, 2014年(以下『こころからだのしくみ』中央法規出版), p.121)

2 正しい。高齢者の入浴では、血圧が急激に変動する状態を避ける必要がある。特に冬場は、浴室の脱衣所や浴室内に温度差があると、血圧の急激な変動を招き、脳血管障害を引き起こしやすくなる(ヒートショック)。これを予防するためには、できるだけ脱衣所と浴室の温度差を小さくするとよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.442, 『こころからだのしくみ』中央法規出版, p.189)

3 誤り。高齢になるに従って、色彩の判別能力が低下する(例えば、白と黄色の区別がつきにくいなど)。そのため、階段や手すりや壁などは、判別しやすいよう色彩のコントラストがはっきりした配色にしたほうがよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.443, 『新・介護福祉士養成講座⑥生活支援技術Ⅰ(第3版)』中央法規出版, 2014年(以下『生活支援技術Ⅰ』中央法規出版), p.136)

4 誤り。高齢者の寝室は、外部へ避難しやすい場所が望ましい。また、筋力や平衡感覚などの身体機能が衰えてくると、階段の昇り降りが大変になり、危険も伴う。そのため、2階建ての住居の場合であれば、日当たりがよく、眺めのよい1階にするとよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.444, 『生活支援技術Ⅰ』中央法規出版, p.134)

5 誤り。握り式のドアノブは、握力が低下している高齢者や、関節リウマチなどで手指に拘縮や変形がある場合には使いにくく、レバーハンドルのほうが使いやすい。また、ドアの開閉も引き戸のほうが身体の前駆動作が少なくなるので使いやすい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.442, p.445)

問題 132	正答 5
--------	------

1 誤り。介護報酬とは、事業者が要介護者(または要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用(報酬)のことをいい、国が定めている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.166)

2 誤り。介護サービスを提供した事業者・施設は、月ごとに提供したサービスの報酬を計算し、その1割を利用者負担金として利用者本人から徴収し、残りの9割を保険者である市町村に請求する。2015年(平成27年)8月からは、一定以上の所得を有する第1号被保

険者は2割を負担することとなった。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.166)

- 3 誤り。介護報酬は、「介護給付費単位数表に定める単位数」に「1単位の単価」を乗じて算定される。単位数は、所要時間や要介護度など、さまざまな要素が加味されて定められており、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算される仕組みとなっている。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.166)

- 4 誤り。1単位の単価は原則10円であるが、サービス提供事業所または施設の所在地、サービスの種類に応じて割増がなされている。介護報酬は、原則3年ごとに見直されている。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, pp.166~167)

- 5 正しい。2005年(平成17年)の法改正により、施設サービスや短期入所生活介護、通所介護、通所リハビリテーションなどの介護報酬から居住費(滞在費)と食費が外され、利用者の負担となった。これは、それまでの保険給付において、要介護3~5の平均で施設サービスと在宅サービスの給付額や自己負担額について公正性を欠いたものとなっていたことが背景にある。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.167)

問題 133	正答 5
--------	------

- 1 誤り。介護老人福祉施設として位置づけられているのは、特別養護老人ホームである。養護老人ホームは、2005年(平成17年)の介護保険法の改正より介護保険法上の特定施設入居者生活介護の対象施設となった。なお、特定施設入居者生活介護における介護サービスの提供に関して、外部の介護サービス事業者から提供を受けることも可能とされている。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.197)

- 2 誤り。老人福祉法に規定された老人居宅生活支援事業は、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業である。やむを得ない理由から、介護保険法上の介護サービスの利用ができないことが著しく困難と認めるとき、市町村による措置が行われるとされている。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.97)

- 3 誤り。養護老人ホーム及び特別養護老人ホームが定められた歴史的経緯や、介護保険制度との関連を踏ま

えれば、特別養護老人ホームの入所要件に含まれないことがわかる。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, pp.97~98)

- 4 誤り。居住地がわからない者に対する老人福祉法の措置は、現在地の市町村が措置を行うと、老人福祉法第5条の4第1項に規定されている。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.97)

- 5 正しい。60歳未満の者であっても、老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないときや、初老期における認知症に該当するときには、措置の対象となる(「老人ホームへの入所措置等の指針について」(平成18年3月31日老発第0331028号))。

問題 134	正答 4
--------	------

- 1 誤り。介護支援専門員実務研修受講試験を実施するのは、都道府県知事である。また、介護支援専門員の登録には、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了する必要がある。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.186)

- 2 誤り。2005年(平成17年)の介護保険法改正により、介護支援専門員証に5年の有効期間が設けられ、有効期間の更新に更新研修を受講しなければならないことが定められた。更新のための試験に合格する必要はない。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.187)

- 3 誤り。地域包括支援センターには「主任介護支援専門員」が配置され、社会福祉士や保健師等とともに担当地域の介護支援専門員に適切な指導・助言を行う。計画担当介護支援専門員とは、施設サービス計画を作成する介護支援専門員のことをいう。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, pp.188~189)

- 4 正しい。主任介護支援専門員になるには、専任(常勤専従を指し、管理者以外の職務を兼務している期間は、含まない)の介護支援専門員としての実務経験等に加え、70時間以上の主任介護支援専門員研修の受講が必要となる。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.188)

- 5 誤り。新規の要介護認定申請者の要介護認定における面接調査は、原則、市町村職員が行う。指定市町村事務受託法人に委託される場合もある。

〔高齢者に対する支援と介護保険制度〕中央法規出版, p.158)

問題 135

正答 5

1 誤り。厚生労働省によれば、認知症の有病率は、2012年（平成24年）で全国の65歳以上の高齢者の15%であると報告されている。また、認知症有病者数は約462万人で、65歳以上の高齢者の7人に1人と推計されており、この推計値は、2015年（平成27年）の「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」等の施策が打ち出された背景ともなっている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.45）

2 誤り。単独世帯自体も増加傾向にあるが、その中でも男性高齢者の占める割合は年々増加傾向にある。単独世帯は、養護・介護の必要性が生じた際に、社会的なサービス利用に結びつく可能性が高いことから注目すべき状況であるといえる。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.38）

3 誤り。昭和30年代に入ってからそれまで5人前後で推移していた平均世帯人員数は減少傾向に転じる。この背景として、戦後の復興期からの産業化による被雇用者の増加、それに伴う労働者の地理的移動性の増大などが影響していると考えられている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.37）

4 誤り。2014年（平成26年）の総務省の「人口推計」によると、全都道府県において高齢化率が最も高いのは秋田県で32.6%である。沖縄県が最も高齢化率が低く、19.0%である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.35）

5 正しい。厚生労働省によれば、2010年（平成22年）において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の高齢者は280万人おり、その半数の140万人が居宅で生活しているという結果であった。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p.44）

## 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136 正答 3

1 誤り。エンゼルプランは1994年（平成6年）当時の文部・厚生・労働・建設の4大臣が合意し少子化対策として策定されたものである。1995年（平成7年）から5年ではなく10年計画で行われる予定であった。ただし、1999年（平成11年）に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、計画が見直された。

（木村容子・有村大士編『子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、2016年（以下『子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房）、p.63）

2 誤り。「びわこ学園」は知的障害児施設ではなく、重症心身障害児施設である。糸賀一雄は戦後の混乱期に知的障害児施設「近江学園」を設立し、その後、1963年（昭和38年）に重症心身障害児施設「びわこ学園」を設立した。

（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第6版）』中央法規出版、2015年（以下『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版）、p.22）

3 正しい。選択肢のとおり。児童福祉法は1947年（昭和22年）の成立当時から要保護児童だけでなく、すべての児童の健やかな成長と福祉の増進を図ろうとしていた。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.21～22）

4 誤り。1964年（昭和39年）に母子福祉法が制定され、1981年（昭和56年）に母子及び寡婦福祉法に改正されたため、前半部分が誤りである。選択肢のとおり、2014年（平成26年）には母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.23）

5 誤り。石井十次が岡山孤児院を設立したのは1887（明治20）年であるため、戦後ではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.20）

問題 137 正答 2

1 誤り。保育認定とは、子どもが教育・保育施設を利用するために保育を必要とする状況（保育を必要とする事由）にあるかを判断するものである。保護者は、保育所等に直接ではなく、市町村に申請を行う。

（『子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、p.180）

2 正しい。選択肢のとおり、新制度では、主にパート

タイム就労で保育利用の許可が下りにくかった層が保育を利用しやすくなるように、保育標準時間利用と保育短時間利用に区分されている。

（『子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、p.180）

3 誤り。保育の必要性の認定区分は1号認定（満3歳以上で教育のみの利用）、2号認定（満3歳以上の保育認定）、3号認定（満3歳児未満の保育認定）である。選択肢では1号認定と3号認定が入れ替わっている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.160～162）

4 誤り。子ども・子育て支援新制度の関連法律である子ども・子育て関連3法が成立したのは2012年（平成24年）であるが、法律が施行され制度が本格的に実施され始めたのは2015年度（平成27年度）からである。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.158）

5 誤り。地域型保育は待機児童の多い0～2歳の子どもを預かる事業である。①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

（『子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、p.67）

問題 138 正答 5

1 誤り。児童虐待を受けた児童について、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第12条には、一時保護及び保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について、児童との面会・通信の全部又は一部を制限することができる」と規定されている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.242）

2 誤り。児童虐待防止法第9条の7には「児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる」と規定されており、警察官の立ち会いがなくても解錠できる。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.239～240）

3 誤り。児童虐待防止法第9条の3には、警察署長の

許可状ではなく、「地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により」臨検させることができると規定されている。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.239～240)

- 4 **誤り**。児童虐待防止法第10条には「児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる」と規定されており、必ず援助を求めなければならないわけではない。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.239～240)

- 5 **正しい**。児童虐待防止法第5条第3項に「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」と規定されている。

問題 139

正答 3

- 1 **誤り**。児童家庭支援センターは、児童福祉施設の1つであり、「地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う」(児童福祉法第44条の2)ことなどを目的とする施設である。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.90～92)

- 2 **誤り**。児童相談所の業務として「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」(児童福祉法第11条)と規定されている。2004年(平成16年)の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭福祉に関する相談の一義的窓口として位置づけられた。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.88～89)

- 3 **正しい**。家事事件では、養子縁組の許可や保護者の意に反する施設入所措置の決定、親権喪失審判などを行っている。少年事件では、非行を犯した少年について警察から送致を受けて少年審判を開始し、保護処分(少年院送致、児童自立支援施設送致、保護観察等)の決定などを行っている。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.91)

- 4 **誤り**。民生委員でなく主任児童委員の説明である。児童福祉法第16条には「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する」と規定されており、児童福祉法第17条には、主任児童委員について「児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う」と規定されている。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.90)

- 5 **誤り**。保健所ではなく市町村保健センターの説明である。地域保健法第18条には「市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする」と規定されている。保健所は、地域保健法第6条に規定されており、地域における公衆衛生の中核的な機関として設置されている。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.89)

問題 140

正答 4

- 1 **適切でない**。厚生労働省の「子ども虐待の対応の手引き」(第3章 通告・相談の受理はどうするか)に、「通告をした機関が特定される可能性が高いことを説明し、通告機関から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する」とあり、直ちに児童相談所の職員が母親の職場に連絡をして話を聴くのは適切ではない。
- 2 **適切でない**。母親に話を一切聴いていない段階で、直ちに一時保護を決定するのは適切ではない。子どもの話だけでなく、学校からの十分な説明、母親への対応等を経て一時保護の判断をすることが適切である。
- 3 **適切でない**。児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項では、児童相談所が通告を受けた後の措置について規定しており、虐待かどうかの判断ができないからといって、児童相談所として何も対応せずに、小学校に対応を任せるのは適切ではない。
- 4 **適切**。児童相談所運営指針第7章第13節「学校、教育委員会との関係」に、選択肢の内容が記載されている。
- 5 **適切でない**。児童虐待の事例の対応において児童養護施設への入所措置も考えられるが、本事例の場合、母親に話を一切聴いていない段階で、児童養護施設への入所措置の手続きを行うのは適切ではない。

## 問題 141

## 正答 3

- 1 誤り。子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法第3条の規定により、市町村が実施主体とされている。都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正にかつ円滑に行われるように、必要な助言や適切な援助を行うこととされている。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 61〕

- 2 誤り。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条で内閣府に設置されると規定されている。都道府県・市町村に関しては、住民から意見を聴き、子ども・子育て支援事業計画の策定をする審議会や合議制の機関の設置は、努力義務とされている。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 61〕

- 3 正しい。子ども・子育て支援新制度では、現金給付として、これまでのように児童手当が支給され、教育・保育給付として、認定こども園、幼稚園、保育園に対しての施設型給付と、小規模保育、家庭的保育等に対しての地域型保育給付が創設された。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 61、田村和之・古畑淳編『子ども・子育て支援ハンドブック』信山社、2013年、p. 6〕

- 4 誤り。対象者は15歳までではなく、小学校修了までとなっている。児童福祉法では、放課後児童健全育成事業について、対象の児童はおおむね10歳未満（小学校3年）までと規定されていたが、その規定は削除された。なお、同事業は、子ども・子育て支援法第59条第1項第5号に地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 62～63〕

- 5 誤り。幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条の学校と位置づけられたと同時に、児童福祉法第7条の児童福祉施設及び社会福祉法第2条に基づく第2種社会福祉事業を行う施設としても位置づけられた。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 63〕

## 問題 142

## 正答 1

- 1 正しい。母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項において「この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう」と規定されている。なお、児童福祉法では満18歳に満たない者が「児童」とされている

(第4条)。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 188〕

- 2 誤り。母子及び父子並びに寡婦福祉法の第6条第2項において、「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないものをいうが、その他にも、離婚した男子であって現に婚姻をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない男子などが含まれる。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 187〕

- 3 誤り。母子及び父子並びに寡婦福祉法では、母性の尊重等の記述はなく、母子保健法の第2条で、「母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない」と母性の尊重が明記されている。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 121〕

- 4 誤り。2014年（平成26年）4月の改正で、法律の名称とともに、母子福祉団体、母子福祉施設なども母子・父子福祉団体、母子・父子福祉施設のように改称された。母子・父子福祉施設には、母子・父子福祉センターと母子・父子休養ホームがある。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 188～197〕

- 5 誤り。母子及び父子並びに寡婦福祉法第2条では、この法律の基本理念である児童の健全育成や、母子家庭の母、父子家庭の父の健康で文化的な生活の保障が示されている。子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策については、子どもの貧困対策の推進に関する法律で基本理念として示されている。

〔『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 118～119〕

## 就労支援サービス

問題 143

正答 2

- 1 適切でない。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で規定される福祉サービスは、身体・知的・精神といった3障害と難病等が対象となっている。よって、障害者総合支援法の規定する就労移行支援事業でも、身体障害者は利用対象となる。

（『新・社会福祉士養成講座⑧就労支援サービス（第4版）』中央法規出版、2016年（以下『就労支援サービス』中央法規出版）、p.45）

- 2 適切。就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所においては、それぞれ就労等が見込まれる障害者や通常の事業所での就労が困難な障害者が対象であるが、個々人に応じた「働く」ための訓練が行われている。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.47）

- 3 適切でない。特例子会社でも障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）で規定するとおり、重度等級の所持者のみがダブルカウントの対象者となる。なお、特例子会社制度とは、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社（特例子会社）で雇用した労働者を、親会社の実雇用率に合算できる制度である。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.53、pp.78～80）

- 4 適切でない。障害者のみが不利とならないよう、合理的配慮の提供が求められる。障害者差別禁止の範囲は、募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目ごとに、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することやその条件を障害者に対してのみ不利なものとすることが該当するとされている。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.55）

- 5 適切でない。事業主の合理的配慮の範囲は、事業主にとって、過重な負担とならない範囲で、個別に判断される。また、事業主が必要な注意を払ってもその雇用する労働者が障害者であることを知りえなかった場合は、合理的配慮の提供義務違反にはあたらないとされている。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.56）

問題 144

正答 4

- 1 適切でない。就労移行支援事業所に配置される専門職のうち、サービス実施事業所内で一般就労に向けて職場で必要な訓練を利用者に行っているのは、主に職

業指導員である。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.141）

- 2 適切でない。就労支援員は、就労移行支援事業所에만配置される。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）において、就労継続支援A型及びB型には、管理者、サービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員が配置されることが規定されている。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.141）

- 3 適切でない。障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員が、主に障害者の生活上の相談に応じ、必要に応じて関係機関に繋げていく、という役割を担っている。就労移行支援事業所には、就業・生活支援センターとの連携が求められる。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.142）

- 4 適切。就労支援員の重要な役割である。障害当事者とサービス事業所及び企業などとの関係を調整しながら、利用者の一般就労に向けた、施設外実習や雇用を前提とした企業実習の引率を行っている。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.141）

- 5 適切でない。障害当事者とサービス事業所及び企業・家族との関係を調整し、適切なサポートを行うことは就労支援員の重要な職務である。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.141）

問題 145

正答 1

- 1 正しい。高齢者の就業者数は11年連続で増加し、前年より45万人多い681万人と過去最多を記録している。
- 2 誤り。2014年（平成26年）の日本における高齢者の就業率は20.8%と、約5人に1人が働いている。ちなみにアメリカは17.7%、カナダは12.9%、ロシアは11.0%、イギリス10.0%、ドイツ5.8%、イタリア3.7%、フランス2.3%であり、日本が高い水準にあることがわかる。
- 3 誤り。就業者総数に占める高齢者の割合は、ここ10年間で増加している。2014年（平成26年）には10.7%を記録し、前年（10.1%）に続き過去最高となっている。いまや全労働者のうち、10人に1人は高齢者であ

る。

- 4 誤り。高齢雇用者の非正規の職員・従業員は、234万人と、高齢雇用者の73.1%を占めていて、約4分の3に及ぶ。ほとんどの高齢雇用者が非正規雇用であり、パートやアルバイト等で収入を得ていることがわかる。
- 5 誤り。雇用形態が非正規の職員・従業員の高齢雇用者について、現在の雇用形態についた主な理由別にみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が31.6%と最も高く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」が20.5%、「専門的な技能等をいかせるから」が14.9%などとなっている。

- 5 誤り。生活困窮者自立支援法による就労支援施策の目的は、個別の状況に合わせた生活支援や就労支援を一体的に実施しながら、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。選択肢2の生活困窮者就労準備支援事業が最長1年の期間を設けているように、事業によって設定期間は異なるが、1年以内の一般就労を目的とする規定はない。

(厚生労働省「生活困窮者自立支援制度について」)

問題 146	正答 2
--------	------

- 1 誤り。生活困窮者自立相談支援事業の相談対象は、就労自立が可能な相談者ではなく、生活に困窮している人々全般である。その人々の状況に応じて、相談支援を提供する事業である。

(厚生労働省「生活困窮者自立支援制度について」)

- 2 正しい。生活困窮者就労準備支援事業とは、「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「生活リズムが崩れている」などの理由により、就労に向けた準備が整っておらず、直ちに就労が困難な人に最長で1年の間、プログラムにそって、生活習慣確立のための支援・指導を受けたり地域活動への参加等を通じ、就労に向けて日常・社会生活自立を目指すものである。

(厚生労働省「生活困窮者自立支援制度について」)

- 3 誤り。生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活困窮者自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者で構成される就労支援チームで行われるものであり、対象者は就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能と判断される者である。

(厚生労働省「生活困窮者自立支援制度について」)

- 4 誤り。厚生労働省によれば、中間的就労とは、一般就労と、いわゆる福祉的就労（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく就労継続支援B型事業等）との間に位置する就労（雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの）の形態として位置づけられているものを指す。

(厚生労働省「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」)



## 更生保護制度

問題 147 正答 5

1 誤り。更生保護法は、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法が整理・統合される形で、2007年（平成19年）に成立し、2008年（平成20年）6月から全面施行された。

〔新・社会福祉士養成講座②更生保護制度（第3版）〕中央法規出版、2014年（以下『更生保護制度』中央法規出版）、pp.11～12）

2 誤り。更生保護における処遇は、画一的に行うことを避け、その者に最もふさわしい方法を適用する必要があり、処遇の個別化が図られなくてはならない。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.9）

3 誤り。更生保護法第85条には、刑務所から刑期を終えて出所した満期釈放者などを対象として援護等を行う「更生緊急保護」が規定されている。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.10、p.42）

4 誤り。更生保護法第1条にある目的に対して、同法第2条第3項において、「国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない」とされている。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.10）

5 正しい。保護観察においては、遵守事項を守るように実施される指導監督と、自助の責任を踏まえた福祉的援助の側面である補導援護からなっている。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.9）

問題 148 正答 5

1 誤り。刑事施設等に収容中の者に対する生活環境の調整は、保護観察と同じく保護観察官又は保護司が行う。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.37）

2 誤り。「改悛の状があるとき」の、具体的内容は、「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をすおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」とされている（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第28条）。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.21）

3 誤り。仮釈放の許否を判断する機関は、地方更生保護委員会であり、仮釈放を許す処分は、3人の委員の

合議体の審理により地方更生保護委員会の決定をもってするものとされている。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.19）

4 誤り。調整が行われる事項として、釈放後の住居を確保すること、引受人を確保すること、釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の家族その他の関係人の理解及び協力を求めること、釈放後の就業先又は通学先を確保することなどがある。

〔『更生保護制度』中央法規出版、pp.37～38）

5 正しい。刑事施設等に収容中の者に対する生活環境の調整は通常、刑事施設又は少年院の長からその者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対して身上関係事項が通知されることによって開始される。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.37）

問題 149 正答 2

1 誤り。「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）に基づいて地方裁判所で行われる審判において処遇を決定するのは、「裁判官」と精神科医である「精神保健審判員」の合議体である。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.105）

2 正しい。入院によらない医療を行う決定を受けた者に対し、社会復帰調整官が行う精神保健観察は、医療観察法第106条第2項において、①精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること、②継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることによって実施すると規定されている。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.112）

3 誤り。精神保健観察に付された者が守らなければならない事項は医療観察法第107条に規定される事項であり、更生保護法第50条に規定される保護観察対象者が守らなければならない一般遵守事項とは別のものである。

〔『更生保護制度』中央法規出版、p.27、p.112）

4 誤り。保護観察所において医療観察制度にかかる業務に従事しているのは、保護観察官と保護司ではな

く、社会復帰調整官である。

(『更生保護制度』中央法規出版, p.106)

- 5 誤り。医療観察法の決定による通院医療の期間は、裁判所で通院決定または退院許可決定がなされた日から起算して3年間とされており、これを経過すると精神保健観察による地域処遇は終了する(医療観察法第44条, 第51条第4項)。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp.112~113)

問題 150	正答 4
--------	------

- 1 誤り。刑の一部執行猶予制度は、刑の一部を執行した後、残りの刑期を猶予することができる制度である。

(『更生保護制度』中央法規出版, p.150)

- 2 誤り。社会貢献活動は、裁判所の命令によって参加が義務づけられるものではなく、保護観察の特別遵守事項に設定することで義務づけることが可能となった。また、保護観察対象者全員に義務づけられるものではない。

(『更生保護制度』中央法規出版, p.124, p.150)

- 3 誤り。地域生活定着支援センターは、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者について、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を保護観察所と協働して進める役割を担う。選択肢の「保護観察官による濃密な指導監督と充実強化された就労支援が行われている」のは、自立更生促進センターである。

(『更生保護制度』中央法規出版, p.29, p.149)

- 4 正しい。更生保護法第51条第2項第4号に規定される特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇プログラムとして、現在、性犯罪処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムが用意されている。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp.146~147)

- 5 誤り。保護司の定数は、制度発足以来、全国で5万2500人以内とされ、増員はされていない。

(『更生保護制度』中央法規出版, p.67, p.144)